

平成28年第 2 回定例会

(第 3 日)

平成28年 6 月14日

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	欠
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（1名）

19番 佐藤 雄

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	谷 川 功
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	三 上 裕 樹
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	石 田 善 久
経 済 部 長	白 戸 照 夫	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農 業 委 員 会 会 長	柴 田 博 明
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	長 瀨 貴 弘	—	—

午前9時59分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。

19番、佐藤 雄議員より、本日の本会議を欠席する旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

第6席、1番、工藤貴弘議員の一般質問を許します。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤貴弘議員。

(工藤貴弘議員、質問席へ移動)

おはようございます。

ただいま議長より一般質問を許されました、第6席、議席番号1番、誠心会の工藤貴弘でございます。

議会改革の一環として、本定例会より質問席が設けられ、昨日も多くの議員の方が一問一答方式での質疑をとり行っておりました。私も議会改革推進委員会の委員として、一問一答形式にて一般質問をとり行わせていただきます。市長をはじめとする理事者皆様の御指導をよろしくお願い申し上げます。

まず、第1項目の小・中学校で実施された学力検査等についてであります。

報道によりますと先月13日、弘前市の小・中学校にて4月に実施された知能学力検査の解答答案用紙が、市内で唯一業務委託を請け負っている業者の不手際によって無残にも焼却、紛失されてしまったという問題が明らかとなりました。焼却、紛失されたものについては、弘前市立第一中学校において3年生236人分となる1,000枚以上の学力検査解答用紙が焼却処分、同第二中学校では3年生1クラス分29枚の答案用紙が紛失と報じられております。

この問題は該当する弘前市のみならず、近隣市町村の教育関係者や保護者、そして当事者である小・中学生に大きな影響を与えたものと考えます。そのような背景を踏まえながら質疑を進めたいと思います。

まず、当市における知能学力検査の実施状況について、日時、実施にあたっての全体的な流れ、また外部機関、特に業者とのかかわりの有無についてのみお知らせください。

次に、②の今後の対応についてお尋ねいたします。

報道によりますと、弘前市教育委員会では先月17日に保護者説明会を開き、経緯と対応策について説明しました。あわせて、業者へは再発予防策と委託業務社内マニュアルの提出を求め、各学校にも報告、相談の徹底を指示したとあります。また、同31日には市立小・中学校長会議を開き、再発防止策として業者に対しては業務委託契約に作業状況の報告義務を追加し、業務遂行マニュアルの提出を明示したとのこと。要するに、この業者は20年以上にわたり同業務を行っていたにもかかわらず、マニュアルを作成すらしていなかったということでもあります。

また、弘前市教育委員会側でも、業者側のミスがあったとはいえ、行政の対応への批判にも及んでいるとして、学校側に対しても確認作業の徹底を求めたとのことでもあります。

そこでまず、弘前市での問題発覚後、当市教育委員会では具体的にどのような対応を取られたのか、時系列に沿ってお知らせください。よろしく申し上げます。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

小・中学校で実施されました学力検査等について、実施状況についてお答えいたします。

当市においては、2月に学力検査と4月に知能検査を実施しております。本年度は知能検査を4月11日に、小学校2学年と5学年、中学校1学年と3学年を対象に実施いたしました。業者が各学校に用紙を配付し、各学校において実施する方法で行っております。

各学校と業者のかかわりですが、用紙の納品及び回収のみであり、契約は教育委員会が行っております。

次の、今後の対応についてでございます。

弘前市での問題発覚を重く受けとめ、業者に対して説明を求め、経緯の報告書、防止対策及び社内マニュアルを提出させたところであります。また、5月24日に開催いたしました校長会において、検査実施時点での用紙の確認をこれまで以上に確実にを行うことを指示したところでございます。

保護者に対しましては、当市において問題が発生していないこと、未然防止策を講じていくことを、各学校から学校だより等を通じて周知する予定でございます。以上でございます。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

御答弁ありがとうございます。まず、当市の実施状況、外部とのつながりの有無について承知いたしました。また今回、当市においては弘前市と同様の問題はなかったということであります。

そこで、再質問させていただきます。

弘前市で発生した問題では、業務委託された業者は、市内唯一の特約店である教材販売会社教進社と報じられております。では、当市の委託業務先はどこであるのか、単刀直入にお尋ねいたします。その業者名についてお知らせください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

お答えいたします。

委託業者は、有限会社教進社でございます。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

今回の検査で誤焼却、紛失を起こした業者と同一ということでありました。今回の弘前市の問題発覚を受けて、当市では問題はなかったということであるんですけども、この弘前市でも、今後とも同様の問題が起きるんじゃないかと思って、不安に思っている保護者の方が多数おられます。その点についても、再度質問してまいります。

②の今後の対応についてであります。

いましがた、弘前市と同様の問題は発生していないという、この場ではっきりと否定され、私もまずひと安心いたしました。市としての対応についても、対岸の火事ということではなく適正に対応され、そして今後も対応していくものと御答弁いただきました。

そもその話になりますが、現状で問題が生じていないとしても、今後、当市でも同様の問題が発生する可能性は否定できません。しかし、この教進社が津軽圏域の業務委託をすべて請け負っているという話も聞き及んでおりますので、そのことがまた、事態の複雑さを物語るのではないかと危惧するところであります。つまり、同社が特約店であるという性格上、今後も知能学力検査を行ううえで、教進社に業務委託する可能性が現実問題としてあり得るのではないかということであります。行政側からの防止策も大切であると思いますが、やはり今回の問題は業者のミスによるところが極めて大きいと思いますので、単刀直入にお尋ねいたしますが、今後も教進社に業務委託をするのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、教育委員会では弘前市での問題発覚を重く受けとめております。今後のこの問題の推移を見極めたうえで、来年度以降の委託先を検討したいと考えております。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

究極的なところ、人為的ミスというのはどれだけ対策を講じても起こり得ることなのかもしれません。むろん、起きてなりませんし、起こさぬために万全を尽くしていかなければなりません。今回の業者の場合は対策マニュアルがなかったと報じられており、それではやはり論外であると思います。当市としても、今後、教進社を選択するのかわかりませんが、今後、業者に対して防止の徹底を働きかけていただきたいところでございます。

さて、最後の再質問に移ります。知能検査の解答用紙を紛失した第二中学校のケースでは、原因の究明に至っておりませんが、業者の答案用紙回収に際し、学校側の立ち合いがなかったことに触れられており、教育委員会でも学校側に対して、受け渡しに際し確認作業の指示を出しているというところです。

そこで、当市では知能検査の用紙回収の際、どのような対応であったかをお尋ねいたします。また、今回のように外部の業者へ対して、個人情報に関わる重要な書類等の引き渡しに際し、トラブル防止のためのマニュアルは存在するのか、あわせてお尋ねいたします。現状ないとすれば、弘前市の事例を踏まえて今後検討していくのかもお知らせください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

現状でありますけれども、生徒がテストを実施した後、枚数を確認をして、それを業者に手渡し、業者はその枚数を確認して回収しているというような状況であります。

今般の問題を踏まえまして、提出されましたマニュアルにおきましては、業者が回収する際のチェック項目、それからチェックシート記入等が必須となっております。このことを踏まえまして、教育委員会では業者に対して確実な実施を指導していき、未然防止に努めてまいりたいというふうに

- 議長
- 1番
(工藤貴弘議員)

して考えております。以上でございます。

1番、工藤議員。

御答弁ありがとうございます。

個人情報に関わる重要な案件でありますし、また知能学力検査という性格上、子供たちにとって大きな影響を与えるものですから、防止策など今後とも厳正に御対応いただくよう深くお願い申し上げまして、この項目の質問を終わります。

次に、第2項目、選挙投票率向上対策についてお尋ねいたします。

県選管の資料によりますと、本県における直近の衆参国政選挙の投票率は、ともに全国最下位というまことに残念ながら不名誉な記録を残しております。

当市について申し上げます、同様の国政選挙の投票率は、前回参議院議員通常選挙では県内10市中ワースト2位となる45.35%、同じく前回衆議院議員総選挙では県内10市中ワースト3位となる43.78%、全県的にも30位前後と低空飛行を続けており、私も選挙人の1人として痛恨の極みであります。

もっとも、投票率の低下傾向は本県のみならず全国的な現象であります。その要因は多重かつ複雑に絡み合っており、代表的な事例をいくつか挙げれば、40歳未満から極端に投票率が下がる、いわゆる若者の政治離れ、少子高齢化に伴い自力では投票所に通えない高齢者の増加が考えられます。また、当市では農作業の繁忙期や豪雪など、生活のサイクルや天候に左右されることも指摘できるのではないかと考えております。いずれにしても、政治が生活に緊密に結びついていることは周知の事実であり、それゆえに選挙率低下についてさまざまな対策を講じなければならないと考えます。

さて、今年19日より施行される改正公職選挙法によって、投票日当日に、これまで住所によってひもづけされてきた所定の投票所のほかに、すべての投票区の選挙人が投票できる共通投票所の設置が、各自治体選挙管理委員会の判断によって可能となりました。

当市でも、この共通投票所の設置を他市に先駆けて検討、決断し、先月23日に市内で最大の商業施設であるイオンタウン平賀に設置されることがプレスリリースされました。この吉報はテレビ、新聞、ネット等のさまざまなメディアに取り上げられ、市内、県内はもとより、全国的にも大きな注目を集めたところであります。

この共通投票所ではありますが、長野県高森町、北海道函館市、熊本県南阿蘇村、そして我が平川市の4自治体が設置を決定しております。制度面で投票率向上に大いに資するものと認識しますが、思いのほか実施自治体が少ないようにも感じます。

報道によりますと、この4自治体のほかにも共通投票所の設置を検討した自治体は多数ありましたが、その設置費用やオンラインシステムの使用に対する不安感などさまざまな理由により、今回の参院選での設置を見送

っているようであります。

そこで、既に先月の記者会見で明らかになっているところではありますが、改めてこの議場において、なぜ当市が全国的にもまれな事例である共通投票所の設置に踏み切ったのか、その経緯と狙いについてお知らせください。

あわせて、この共通投票所ではありますが、二重投票を防止するために、市内23箇所を設置される指定投票所とリアルタイムでの選挙人名簿の対照が必要であります。その対策として、各投票所と情報を共有できるオンラインシステムを構築するところではありますが、停電やシステムの不備による市民の尊い一票の無効化、あるいはクラッキングによる個人情報の漏えい等が懸念される場所でもあります。

そこで、このシステムのセキュリティ対策は万全であるのか、システムの概要を御説明のうえで、はっきりとここに安全宣言していただきたいと思っております。以上、2点について御答弁を求めます。

そして②、次の質問に移ります。

選挙権年齢引き下げに伴い、県立柏木農業高等学校、県立尾上総合高等学校での「移動期日前投票所」の設置についてであります。

本年5月、当市は新たな投票区を編成し、これまでの27投票区から23へと減少いたしました。私の投票区にも異動がありまして、いままでは自宅のはす向かいにあった健康センターから母校柏木小学校への変更となっております。一部の投票所が遠のき、足のない高齢者等の対策は一考の余地があると思っておりますが、そこは地域住民の協力や家族の支援が、現状としては現実的かつ合理的であると考えております。

むしろ、市としてはそのような状況に対応すべく、市内10箇所をめどに移動期日前投票所と、多くの市民が訪れる場所としてイオンタウン平賀に共通投票所を設置することで、投票率向上のフォローをするものと認識しております。

さて、昨年6月の公選法改正により、これまでの20歳以上から18歳以上へと選挙権年齢が引き下げられ、今夏の参院選より高校生も国政に一石を投じることが可能となりました。

本県においては、東奥日報社が3月に行った県内の県立、私立高校15校の2年生約560人を対象にしたアンケート調査によりますと、18歳選挙権に対する認知度は97%、政治に関心については56.7%、投票に行くについては69.6%と非常に高い数値が示されたと認識しております。18歳からの選挙権年齢の引き下げ、特に高校生にとっては各メディアが注目する制度のまさに当事者であり、また広い意味で若者と呼ばれる40歳未満の投票率が4割を切る本県の選挙事情においては、全年齢層への投票行動の波及効果をかんがみるに、この絶好の機会を逃してはならないと考えております。

私を知る範囲ではありますが、熊本県、京都府、奈良県、岐阜県、福島県の公立高校に期日前投票所が設置されると報じております。また投票所

の設置に至らずとも、選挙立会人や事務作業を高校生が請け負う、あるいは自治体のほうから、高校生に対して立会人や事務作業を呼びかけている自治体もございます。

これからを担う若者の政治参画、投票率の向上、そして主権者教育に資するものとして、市内に二つある県立高校、つまり柏農高校、尾上総合高校に移動期日前投票所を設置すべきと考えますが、市の考えをお示してください。

○議長
○選挙管理委員会
委員長
(内山久人)

選挙管理委員会委員長、答弁願います。

はい。まず一つ目の共通投票所についてお答えいたします。

共通投票所設置の経緯とその狙いについて、お答えをいたします。すでに御承知とは思いますが、当市の投票率は、直近の国政選挙で2年連続最下位の青森県の中でも30位前後という結果でありました。また、その他の選挙におきましても決して高いとは言えない状況であり、投票率の向上が喫緊の課題でありました。加えて、参院選から導入される18歳選挙権にも対応するため、期日前投票所をイオンタウン平賀に設置することで準備を進めてまいりました。

このような状況のなか、共通投票所の設置を可能とした本年4月の公職選挙法の改正を受け、検討会議を立ち上げました。

会議のなかで、二重投票防止のためのシステム構築の方法、情報セキュリティの確保、停電など不測の事態への対応、整備費用、国の技術的基準との整合などについて検討を行った結果、共通投票所をイオンタウン平賀に設置することに決定したところであります。共通投票所の設置に伴うオンラインシステムの概要とセキュリティに関しては、後ほど事務局長より答弁させますのでよろしくお願いいたします。

2点目の、選挙権年齢引き下げに伴い、県立柏木農業高等学校、県立尾上総合高等学校での移動期日前投票所の設置についてであります。市内2校ある高校へ移動期日前投票所を設置する考えはないかとの御質問にお答えいたします。

学校内に期日前投票所を設置することは、今回の選挙で有権者とならない生徒さんを含め、選挙を身近に感じてもらい、また、投票しやすい環境のなかで投じる初めての一票が、今後の投票行動につながることを期待できるなど、投票機会の確保と政治、選挙意識の醸成を兼ね備えた取り組みであると認識しております。当委員会としましても、今回の選挙権年齢の引き下げに伴い、検討すべき取り組みととらえておりました。

しかしながら、運用面を考えてみますと、年齢及び住所要件により投票できる生徒さんが限定的であると見込まれること、また、高校に期日前投票所を設けた場合、投票できる方を生徒さんだけに制限することができないことなどから防犯面での懸念もあり、高校への設置を見送っておりますので御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会
事務局長
(對馬一俊)

私のほうからは、オンラインシステムの概要とセキュリティに関する御質問にお答えをいたします。

まず、選挙人名簿のオンライン対照を行うため、各投票所に配備する専用端末でありますけれども、大容量バッテリーを備えておりまして、停電時においてもですね、連続8時間の通信を可能とする、まず仕様になってございます。

それから、実際、選挙人名簿のオンライン対照を行うにはですね、各投票所の専用端末から本庁サーバーにある選挙システムにアクセスする必要があります。今回この使用するアクセス回線でありますけれども、あらかじめグループ登録された専用端末だけをですね、通信可能とするいわゆる専用のネットワーク回線でございます。

その通信内容でありますけれども、暗号化されておりまして、高度なセキュリティが確保されるということでございます。それから、インターネットを経由せず、外部から接続できないということでもありますので、当市だけの選挙専用のネットワークでございます。したがって、議員御懸念されるクラッキングを目的とするようなですね、悪意ある第三者がアクセスすることは不可能であるということでございます。

それから、選挙当日の対応としましてはですね、選挙システムを一元管理している電算室への入退室、こちらにつきましてはID、パスワードが付与された特定の職員、それから委託管理業者に制限することとしてございます。

それから、電算室の中においてはですね、各投票所からの通信状況、うまく通信できているかどうかの状況確認、それから、万が一に備えて不正アクセスの兆候をいち早く察知できるようモニター監視を行うなど、セキュリティ対策には万全な体制で臨みたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

御答弁ありがとうございました。いずれもこの項目については再質問はいたしません、いくつか所感と要望を述べさせていただきたいと思えます。

共通投票所については、これはまさにけだし英断というほかにありません。ましてや今回、当市にかかわるニュースが徐々に全国に発信されたわけではありますが、それが選挙に関することであるということ、さらに、ポジティブな内容であるということは非常に感慨深いものであります。全国に誇れる平川市に向けて、選管職員の皆様は連日深夜までお仕事されているようではありますが、どうぞお体に御留意しつつ、成功に導いていただきますようよろしくお願いいたします。

また、高校への移動期日前投票所の設置については、その実現の難しさというのはわかるんですけれども、既に先例で実施する高校がある、そういうことも踏まえてですね、また各種選挙ありますので、またもう一度御

検討していただければと思ひまして、この項目の質問は終わります。

次に、防災マップ作成事業についてであります。

今年度、平川市当初予算にて新規事業として、防災マップ作成事業が167万4,000円予算計上されました。先の予算議会にてお示しいただいた、平成28年度平川市一般会計当初予算の主な事業概要という資料によりますと、災害ハザードマップにAED、避難場所を加えた総合的防災マップを作成と記されております。

現在、平川市では洪水、地震、土砂災害、ため池の計四つのハザードマップが公表されているところであります。

この四つのハザードマップであります。それぞれ災害の種別ごとに示される災害の発生日、被害の範囲と程度、避難経路、そして避難場所といった重要情報の図示、図での示し方は当然異なるわけであり。ハザードマップの作成にあつては、掲載情報の取捨選択の難しさも指摘されるところで、その情報量によってはかえつて見やすさを損ない、ハザードマップの本質を失ってしまうというバランス感覚のシビアさがございませぬ。

そのような背景を踏まえて、このたび新たに策定される総合的な防災マップは、既存のハザードマップとの組み合わせも含めて、具体的にどのような情報が掲載されるのかお尋ねいたします。また、その完成時期についてもお知らせください。

次に、「避難所アプリ」との連携についてであります。

市では、避難所アプリというものを公開しております。これはスマートフォンやパソコン等で起動しますと、市内の避難所がスマホ、パソコンの地図上に表示される、非常に便利な代物であります。

個人的にはこの現行のアプリに、コンビニ各社と提携した平川市AEDステーション24の情報もあわせて表示されるとさらによいのかなと思ひますが、それはともかく、スマートフォンやタブレットでは、グーグルマップといった地図アプリと連携すれば、現在地をGPSで補足して最寄りの避難所へのナビゲーションが可能となります。これは大変優れたアイデアだ、この避難所アプリ、これ大変優れたアイデアだと思つておるのですが、この避難所アプリと今回の総合的な防災マップが統合、連携されれば、防災対策上極めて効果的であると考えます。その点について御見解をお示しください。

次に、近隣市町村と連携した防災マップの必要性について質問いたします。

人々の行動範囲は広範であります。その活動が市内で完結するという事は、もちろんあり得ませぬ。近隣市町村に学業や仕事、あるいは買い物や通院で出かけていることは容易に想像されます。そのような生活サイクルの中で市民の生命を守るためにも、近隣市町村をまたいだ広域的な防災マップの作成、さらには当市の避難所アプリのように、安全と安心の精度

○議長
○市長
(長尾忠行)

をより向上させる防災アイテムが必要になると考えますが、これについても御見解をお示しください。以上です。

市長、答弁願います。

防災マップ作成事業についてお答えをいたします。

まず1点目の具体的な内容と完成時期についてであります。議員御指摘のとおり、当市では現在、洪水、土砂災害、地震、ため池の四つのハザードマップを作成しております。

今年度作成する防災マップは、地震ハザードマップに避難所とAED設置場所を記載したものを作成する予定であります。完成時期につきましては、今年度できる限り早い時期に作成して、毎戸へ配布する予定となっております。

次に、2点目の避難所アプリとの連携についてであります。現在運用されている避難所アプリですが、平成25年度と26年度で整備した防災行政無線とあわせて作成されたものであります。避難所アプリでは現在位置を確認し、避難所の名称や収容人員、災害種別などの情報を掲載するほか、避難所までの距離や道のりを表示することができます。

防災マップとの連携ということですが、位置情報を活用した地図マップとの連動となると多額な費用が予想されます。補助事業を活用して取り組みたいと考えております。

3点目の、近隣市町村と連携した防災マップの必要性についてであります。

現在、当市と黒石市、田舎館村の2市1村において、国の地方創生加速化交付金を活用した津軽南地域観光事業を展開しています。事業内容は、観光施設やイベント情報をメインにしながらも、避難所やハザードマップを加えた情報提供システムを構築するというものであります。

このシステムは当市の避難所アプリのような機能に加え、それぞれの市町村のハザードマップとの連動を検討しているとのことであり。今後はその導入成果を検証しながら、近隣市町村と広域的な活用の可能性について協議してまいりたいと思っております。私からは以上です。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

御答弁ありがとうございました。非常に前向きな回答を得られたのかなと思っております。

まず、①について再質問いたします。

市長御説明ありましたが、人間の心理として、すべての情報を一括にとという思いは必然とも言えます。私も紙面上では、その実現は、全部四つ一括にするというのは難しいものであると認識いたします。しかしながら、例えばスマートフォン等のアプリで、それぞれのハザードマップを動作一つで瞬時に切り替え、自分の知りたい災害情報を得るということではできるかもしれません。

完成時期についてですが、先の熊本地震を受けてこの防災マップの完成

時期のスピードアップは検討されたのでしょうか。また、震災が市の防災意識向上に何らかの形として影響を与えたのでしょうか。いまだ熊本では大きな余震が予測されているところであり、被害に遭われてのフォローアップやフィードバックはこれからだと思いますので、これについてはお答えできる範囲で構いませんので、2点についてよろしくお願いたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

今回の熊本地震、大変な被害であったわけですが、その熊本地震を踏まえ、活断層による直下型地震の怖さをだれしもが感じたものと思っております。

昨日、長内議員にも御答弁いたしました。当市内にも津軽山地西縁断層帯南部という活断層があることから、そのことを市民に周知するために、防災マップに活断層の位置を表示することとしております。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

防災マップの作成について、5年前の東日本大震災、ただいま市長からも御答弁ありましたように先の熊本地震、そして昨日の長内議員の質問にもありましたが、当市にも断層が存在するという背景もございますので、でき得る限り早期完成を目指していただきたいという要望を申し上げて次に移ります。

②についてであります。多くの市民の方はハザードマップを読んだときに、自宅で被災した時を想定し、被害の範囲と程度の把握についても恐らくは近所に限り、また最寄りの避難場所とその避難所にはどんな物資の蓄えがあるのか、それを確認する程度に留まっているのではないかと思います。これは私のただの個人的な見解です。少なくともかつての私はその程度でありました。せいぜい小・中学校区の範囲にとどまり、同じ市内であっても踏み入れたことのない町内のほうがむしろ多いくらいです。

日中であれば、特に市民の行動は広範になると先ほども申し上げましたが、災害は、特に地震であればいつ起きるものか予測しようがありません。市内であっても、全く土地勘のない場所にいる可能性は多分にあるはずで、そのような時に防災マップと避難所アプリが連携していれば、危険箇所を把握したうえで、安全に最寄りの避難所へと退避できるのではないかと考えます。

③についても、基本的な考え方は、防災マップと避難所アプリを連携させたものの広域版です。市長の御答弁に田舎館村、黒石市との連携したマップの作成を実現、避難所アプリ的な防災マップをつくっていくというお話がございました。実生活に即せばこちらのほうがより有益であると思っておりますので、3市村だけではなく他市のほうにもですね、いろんな横断していくので、さまざまな障害あると思えますけれども、何かの機会に市長のほうからほかの首長さんに呼びかけていただければ幸いに存じます。以上でこの項目の質問を終わります。

最後に、質問に移ります。

インバウンドを見据えた観光振興対策についてであります。

まず、当市における邦人・外国人別の観光入込客数及び市内宿泊数の動向についてお示してください。

次に、②の近隣市町村との連携について質問いたします。

現在、先ほどからもありますが、平成20年に東北新幹線新青森駅開業を見据えて黒石市、田舎館村、平川市の3市村で津軽南地域新幹線開業効果研究会を立ち上げ、当市でも相応の負担金を支出しております。この研究会のこれまでの取り組みの概要について、昨日の工藤竹雄議員さんの質問と重複いたしますが、再度お知らせください。

③のインバウンド向けのソフト・ハード両面での環境整備についてお尋ねいたします。

本年1月、政府観光局の報告によりますと、昨年訪日外国人観光客数は前年比47.1%増の1,973万7,000人にも及び、国の政策の後押しもあり、近年爆発的にその数を増やしております。インバウンドを推進していくにあたり、言語、文化、宗教のほかさまざま異なる外国人が安心・安全に、そして快適に観光を思う存分楽しんでいただくために、ソフト・ハード両面の環境整備が極めて重要でございます。

昨年度、当市では市内の観光施設、宿泊施設、公共交通機関及びその他旅行者が観光を目的としている施設の事業者を対象に、多言語表化、バリアフリー化、Wi-Fi環境整備に要する経費について補助金を交付する、もてなし環境整備事業を実施しました。

その事業と、当市におけるインバウンド向けの受入環境の現状についてお示してください。

④に移ります。東北新幹線開業に伴い、函館を中核とした道南地域との新たな観光ルートが開拓されました。特に、函館空港には中国や台湾の国際定期便が複数就航しており、また本県でも既に韓国と、そして今後中国とも国際定期便を結ぶところであり、台湾に至ってもチャーター便が折に触れて運航するなど、いよいよ青函との立体観光が本格化し、東アジアとの結びつきが今後ますます当市も強くなっていくものと予感いたします。

さて、昨年12月議会の長内議員の質問に対する御答弁にもございましたが、昨年12月、市長は知事と台中市を訪問した際に、今後は台中市と人、文化、物産の交流につなげていきたいという趣旨の御答弁をされております。

今後の当市と台中市との交流にあって、具体的な展望についてお示してください。

市長。

工藤貴弘議員の観光振興対策についての御質問4点について、お答えをいたします。

まず、当市における邦人・外国人別の観光入込客数及び市内宿泊者数の

○議長
○市長
(長尾忠行)

動向についてであります。昨年1年間の当市の入込客数は約64万1,000人となっております、わずかではあります。上昇傾向にあります。

なお、邦人・外国人別の入込客数と宿泊者数については、市では把握をしておりません。参考までに、市内で最も多く外国人が宿泊しているホテルアップランドの状況を申し上げますと、昨年の宿泊者数は全体で4万3,000人強となっております。そのうち、邦人が4万1,000人弱、外国人が2,000人強となっております、邦人・外国人とも一昨年より増加している状況であります。

2点目の近隣市町村との連携についてであります。

昨日、工藤竹雄議員の御質問にもお答えをいたしました。3市村による現在の活動内容としては、るるぶ津軽南の冊子を製作したほか、首都圏の観光エージェントを訪問して誘客PRを実施しております。また、昨年は九州に行った際に、JR九州とか、あと近畿日本ツーリストかな、九州地方の観光の業者を伺いまして、このるるぶ津軽南等を活用しながら宣伝をしてきております。

なお、今年度は地方創生加速化交付金事業を活用しまして、主にGPSを利用した観光客行動調査と分析、首都圏の旅行エージェントの招聘のほか、インバウンド対応も含めた地域内の施設やイベント、避難所、ハザードマップ等の情報を集約、提供するシステムの構築等を実施するものであります。

次、3点目のインバウンド向けのソフト・ハード両面での環境整備についてであります。

昨年度の、議員御指摘のもてなし環境整備事業についてであります。この事業は地方創生交付金を活用して事業を実施いたしました。事業内容としては、英語や中国語、韓国語への多言語表示化に対するものや、洋式トイレの設置や手すり、スロープの設置等にかかるバリアフリー化、さらにはWi-Fi環境を整備することへ補助するという内容であります。

実績といたしましては、多言語表示化、バリアフリー化、Wi-Fi環境整備について、それぞれ1件ずつ、計3件の実績があります。外国人も含め観光客の受入環境の整備は重要な課題であり、さらに進めていくには市民や事業者の御協力が不可欠であると考えますので、御理解をお願いいたします。

次に、4点目の台中市との観光振興及び「人・物・文化」の総合的交流についてであります。

台中市との交流については、県と連携して進めていきたいと考えております。人的交流や文化交流、最終的には経済交流へ発展させていきたいと考えておりますが、インバウンドと同様に観光情報の発信はもちろん、受入環境の整備に多額の費用も見込まれますし、関係者の御協力が必要であります。

現在の計画は、東北観光復興対策交付金の活用を検討しながら、3カ年

で段階的に進めていくこととし、今年度は、台湾旅行エージェントへの訪問や、台中ランタンフェスティバルにおいてPR等の実施をしたいと考えております。以上であります。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

御答弁いただきありがとうございます。まず、①について再質問いたします。

3月10日、安倍総理は東日本大震災から5年目を迎えるにあたって開いた記者会見において、本年を東北観光復興元年と位置づけ、インバウンドを対象に2020年までに現在の3倍にあたる150万人の観光客誘致を目標に掲げました。東日本大震災以降、原発の風評被害等もあり、国全体としては外国人観光客が爆発的に増加していながらも、東北全体では2015年実績が大震災以前と同水準にとどまり、当市に至っては震災後徐々に回復傾向にあります。震災前の平成22年と私が持っているデータ、直近のデータで示される26年、先ほど市長のほうでは64万人来ていたというふうに御答弁ありましたが、観光入込客数を比較しますと半分近くに落ち込んでいる状態です。人口減少が著しい地方にあって、観光のもたらす交流人口の増加は、地方創生という観点からも極めて重要と考えますが、邦人・外国人の観光入込客数及び市内宿泊者数について、市として目標は設定されているのでしょうか。また、その誘客にあたって、現在どのような取り組みを行っているのでしょうか、お示し下さい。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

観光入込客数及び市内宿泊者数について、市としての目標はあるのか。また、誘客にあたっての現在の取り組み等についてであります。入込客数と宿泊者数の市の目標と現在の取り組み。現在、イベントによる誘客については、観光協会の主催で花(さくら)と植木まつりや志賀坊まつり、白岩まつり、蓮の花まつり等を開催しております。

また、市の主催で平賀駅前付近の活性化のためのイルミネーション事業や、今年度新規に平賀、尾上、碓ヶ関の3地域において駅前通りにぎわい創出事業を実施予定であります。また、10市大祭典やトップセールス、近隣市町村との連携事業で市の知名度向上と誘客PRを行っております。

入込客数の具体的な数値目標は、今年度末で70万人としております。来年度以降については、具体的な施策は定まっておりますが、入込客数、宿泊者数とも段階的に増加できるような施策を検討していく必要があると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

目標を設定することによって何をすべきかということが見えてくるはずですので、ぜひともその目標に達するように頑張ってくださいと思います。

次に、②について再質問いたします。

3市村の研究会で発刊した津軽南版のパンフレット、こちら企画、編集、

制作が株式会社 J T B パブリッシングですので、当然本家本元のるるぶと同様に、観光客が求める情報をきめ細やかに網羅していて、まさしく行きたくなるようなパンフレットであると思います。近隣市町村のパンフレットをいくつか見比べましたが、その中でも負けず劣らず目を引くものだと思います。こうしたパンフレットや都市圏への P R 等、広域的な連携の強みを生かして今後ますます発展強化させ、さらなる誘致につなげて、市の全体的な発展に寄与していただきたいと考えています。

さて、県の観光戦略局の資料によりますと、平成 26 年でありますが中南地域の観光入込客数はおよそ 720 万人であり、県内全体では約 21% を占め、三八地域に次いで観光客が訪れる地域であります。そのうち、弘前市を訪れる観光客は約 467 万人であり、中南地域の約 65% を占めます。平川市では 36 万人余りが訪れ、26 年のデータです。その約 5% を占めるに留まっております。研究会の 3 市村合計の入込客数ではどうかと申し上げれば、近年田んぼアートで世界的にも爆発的に知名度を伸ばしている田舎館村を加えても約 140 万人であり、中南地域の約 19.5% というのが現状であります。

平川市にも、ジブリアニメのモデル地として全国的に知名度の高い盛美園、世界一の扇ねぶた、豊富な温泉施設をはじめとして、多種多様な分野において、魅力的な観光資源が多数存在することは市民の誰もが認めることでもあります。

しかしながら、前述したとおり弘前市が中南地域の観光の中核であることは疑いの余地はありません。全国的に知名度の高い岩木山、弘前城、弘前さくらまつりという秀でた名所、イベントがあることは事実ですが、各種インフラが整備されている点も強みであるかと存じます。

全県的にも道路、鉄道、空港、港湾、各種交通インフラが着実に整備しつつあり、国内観光客向けでは地域の産学官民を挙げて、また外国人観光客向けではそれこそ国を挙げて、その誘致に注力しているところであります。

弘前市が津軽地域の観光の玄関口かつ拠点であることは、今後もなかなか変わらないと思いますが、だからこそ、今後は 3 市村のほかにも、弘前市、西目屋村、藤崎町、大鰐町といった中弘南黒地域と観光面においても強く連携し、大きな津軽という枠組みで観光振興を模索していくことが重要だと考えますが、御見解をお示しください。

市長。

工藤議員御指摘のように、弘前は県下での有数の観光地域でありますし、誘客実績もあります。弘前市との連携というのは非常に大事なことでありますし、と同時に、議員が御指摘されましたように、この津軽、中弘南黒地域一体となつての観光客の誘致というのは、非常に大事と思っております。

現在、弘前市や黒石市、当市などの津軽地方の自治体や観光関係機関で

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

構成する四つの協議会が組織されており、弘前圏域としても県内外へ情報を発信しております。活動内容としては、観光マップやガイドブック等の作成やエージェント訪問の実施、広告掲載によるPRなどを実施して誘客を図っている状況であります。

今後も引き続き、この協議会を通して他市町村と連携しながら、誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

さまざまなハードルがあるかと思いますが、ぜひともお互いに対等なパートナーとして共存共栄を果たしていくことが有意義であると考えますので、今後とも広域的な連携によって、市の発展のかさ上げに図っていただきますよう何とぞよろしくお願い申し上げます、次へと移ります。

③についての再質問です。

今年度、このもてなし環境整備事業は実施されていないと認識しているのですが、今後外国人観光客に寄り添う形として、事業者に対する補助という形だけではなく、市が主体的になって、主要施設への無料公衆無線LANの整備、交通インフラや観光施設の看板をはじめとし、既に3市村の研究会版ではあるようなんですけれども、市単独でも、例えばこういったパンフレットの多言語化を推進していく必要を感じます。御見解を簡潔にお示してください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、インバウンド対策としての多言語化表示というのは、市としても重要な課題と考えております。

今年度は、函館DCやまち歩きに対応した観光PR冊子を製作することとしておりまして、日本語版のほか中国語版と英語版の作成を予定しております。

誘導看板も当然ながら必要であると考えておりますが、必要設置箇所や経費等について調査する必要があります。今後できるだけ早い段階で整備していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

当然、市の予算にも限りはあります。さまざまな大規模事業が今後続々と控えております。それを承知のうえで、他市町村との観光客誘致に乗り遅れることのないように、優先順位をつけて観光客誘致に資する環境を少しずつでも整えていただければと思います。

また、昨日の工藤竹雄議員の質問の答弁にもありましたが、地方創生加速化交付金の事業内容の中にアプリ導入という項目があります。今日、議員の皆様にもすべて配付していると思っております。中身は、インバウンド対応も含めた地域内の施設、イベント、公共交通、避難所、ハザードマップ等の情報を集約、提供するシステムの構築とあります。大変いいアイデアであると思っておりますので、ぜひとも完成度の高いアプリの完成をお願いし、次に移ります。

④についてであります。質問ではありません。

国際化社会と言われるようになって久しいですが、当市も海外と人、物、文化の観点から相互に多面的な利益を享受できる関係を築いていくことが大切ではないかと考えます。むろん、そのためには相応の準備が必要であるとも思います。

昨日の工藤竹雄議員の質疑の中で、日本版DMOのお話がありました。地域総力戦の観光振興という認識でよろしいのでしょうか。通過型から滞在型へ観光振興をシフトすることで、これまで以上の利益を獲得する。実現には恐らくかなりのハードル高いのかなと思いますけれども、当市には県内でも抜きん出たグリーン・ツーリズムの受入体制がございます。こういう既存のアイコンを生かしながら、例えば、午前中は農業体験をしていただいて、午後はひらかわ案内人の各種コースを日替わりで市内の名所旧跡や自然をめぐり、健康促進あるいは文化を堪能していただく。そのあとは、市内に多数温泉ございますから、各地の温泉に浸かって汗を流していただく。そこに宿泊機能があれば、そこに泊まっていただくということもよろしいと思っております。食事についても、市内には高品質の米、野菜、肉、果樹等、そして山菜もございますので、ものによっては加工センターを活用して御当地グルメをつくって、市内各地の飲食店で提供していただく。

インバウンド向けには、先ほどの地方創生加速化交付金のアプリ活用をはじめとして受入環境を整備し、よりよきおもてなしを実現していく。もちろんこれは私のただの私案で、これをやれというつもりでは当然ございませんが、既存の資源や施設に少し工夫を加えて、それに横串を刺し、再編成することで新しい商品価値が生まれてくるのではないかと考えるところであります。

そして、平川市にはやり方によって多くの人を魅了する原石、たくさんあると私は確信しております。観光振興の面において、ゆくゆくは国内外の観光客を平川に定住させ、人口減少社会を克服してしまうくらいすばらしい環境づくりを目指し、私もそのことについて汗していきたいと思いを申し上げ、私のすべての一般質問を終わります。ありがとうございました。

1番、工藤貴弘議員の一般質問は終了しました。

11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、17番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

齋藤律子議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

(齋藤律子議員、質問席へ移動)

議長より一般質問の許可がありました、17番、日本共産党の齋藤律子です。合併して10年、ようやく一般質問の質問席が今議会で統一されました。実現までは長い時間がかかるものだと、改めて実感している次第です。

それでは、通告に沿って一般質問を行います。

まず最初の質問は、本庁舎建設についてお尋ねをいたします。

1点目はプロポーザル方式、設計者選定採用の理由とメリット、デメリットについてお尋ねをします。

これまでの本庁舎建設に関する議員に対する説明の中で、市長は本庁舎建設の入札に対してプロポーザル方式を採用すると述べています。プロポーザル方式はいろいろな分野で採用されていますが、最近話題になったのが、新国立競技場に採用された方式です。プロポーザル方式と対比して、設計案を選定するコンペ方式がありますが、ちなみに旧尾上町役場庁舎はコンペ方式でした。

平川市本庁舎建設の基本設計の発注においては、市長はプロポーザル方式を採用することですが、その理由は何なのかお知らせください。また、プロポーザル方式のメリット、デメリットは何なのかもお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

2点目は、境界の確定測量について質問を行います。

本庁舎建設予定地の旧平川病院跡地を含めた用地を、今年4月25日、議会でも見させてもらいました。本庁舎建設に関連して庁舎敷地の境界確定の測量を予定しているということですが、その必要性は何かお知らせください。市長、2点について答弁をお願いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

齋藤律子議員の本庁舎建設についてプロポーザル方式採用の理由とメリット、デメリットという御質問でございますが、以前、庁舎建設の際の基本設計発注については、プロポーザル方式が優れているのではないかという考えを述べさせていただいたことがあります。しかしながら、この方式に決定したわけではございませんので、御理解を願います。

プロポーザル方式は、設計者の体制や実績、技術力等を総合的に判断し、最も優れた設計者を選定するものであります。この方式は、発注者、設計者ともに手間と費用が少なく済み、設計作業においては発注者の意見や要望が反映しやすいことにメリットがあります。その一方で、具体的な設計案を選ぶわけではありませぬので、公平性や透明性を保った評価基準の設定が難しいということがデメリットであります。

コンペ方式は、旧尾上町役場庁舎設計発注で採用された方式であり、最も優れた設計案を選ぶことができることがメリットであります。その一方で、発注者から提示する要件や条件提示に時間がかかること、それにかかわる応分の費用が必要なこと、また、採用した設計案に縛られ、発注者の

意見や要望が設計途中で取り入れにくいことなどがデメリットであります。

公共工事の品質確保にあたっては、設計の品質が重要な役割を果たしていると言われております。このことから、設計者の選定にあたっては、設計品質が十分担保されるよう考慮したうえで、最適な方式を選択したいと考えております。

次に、境界の確定測量についてであります。

今回の当初予算に計上している境界確定測量は、設計や工事を円滑に進めるために行うものであります。具体的には、庁舎の位置を決定するにあたり正確な図面が必要であること、また、市有地内の水路つけかえを想定し、水路敷の位置や面積を把握する必要があることなどの理由により、用地測量を実施するものであります。

また、測量に際して実施する境界確定については、市と隣地所有者が公図に基づいた境界線を復元し、両者立ち会いのもとで境界確認する必要があるため実施するものであります。以上です。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

はい。それでは一問一答で進めてまいります。

プロポーザル方式のメリット、デメリット、コンペ方式も述べていただきました。そういうことでお尋ねをいたしますが、決定したわけではないということですが、一言、市長は採用しますということで説明の時には述べているので、今回取り上げました。

まずは、メリットとしては設計者の手間と費用、それから発注者の意見要望が反映されやすいということですが、市側はもし設計ができた場合です、その設計者の企画、提案を十分にチェックできる体制が整っているか、まずお尋ねしたいと思います。設計の品質が担保されるようにという市長の御答弁でしたので、その体制がどのように整えられ、もし採用するとしたらですよ、どのように整えるつもりなのかお知らせください。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

齋藤律子議員の御質問にお答えいたします。

設計品質を保つために、まず公募式あるいは指名式で、例えばプロポーザル方式を採用した場合のお話をいたしますと、当然、設計の基準を定めましてですね、評価する審査会を開くことになろうかと思えます。その際に、例えばの話ですと、副市長を座長とした審査委員長を据えて、外部から、例えば有識者でありますとかそういった方も委員に採用するなどです、その内容を精査していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

採用した場合は審査会をつくってということでありまして、プロポーザル方式の、私はデメリットだとも思っているんですが、設計者の選定後は既に競争が終了しているという考え方に、この方式は立っているようです。設計者の選定後は随意契約に移行すると、価格については高どま

○議長
○市長
(長尾忠行)

りだという、こういういろんな意見が見られるわけですが、これを私は、またここもデメリットじゃないかと思っていますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

市長。

プロポーザル方式は価格が高どまりになるという御指摘でございますが、これはさまざまなやり方があるかと思えます。先ほど、プロポーザル方式を選定した場合は、総務部長のほうから御答弁がありました。いわゆる選定委員会を選定して、どの設計がいいのか選定することになると思えます。

それから、一概にプロポーザル方式が高どまりであるとかっていうことは言えないのかなというふうには思います。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

新国立競技場の例ですと、莫大な予算を発表して、そのあと1,000億円さらに落ちたり、もう価格の変動が発表されていて、私は素人ですので、どういうことでそうなるかはちょっと理解に苦しむわけなんです。やはり選定後は競争が終了しているという、そういう考え方に立っている方式ですので、そのあとは随意契約と同じように移行すると。随意契約に移行するような、そういう方式だということです。そこは市長も御存知でないみたいですので、とにかくこれ以上はどれがいいのかはわかりませんが、やはり設計の品質、それがちゃんと担保される。価格を下げればやっぱり品質も落とされるとか、いろんな事態が発生してきますので、そこを市側がですね、どうやってチェックをするのか、そういう職員、専門の職員などいるのか、そういうことをまず御答弁願います。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

そういったチェック機能が働く職員がいるのかという御質問かと思うのですが、都市計画課にお願いしてございますので、そちらのほうと連携した形で進めることになろうかと思えます。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

都市計画課にお願いするっていうことは、都市計画課にそういう専門の職員がいるということでしょうか。御答弁願います。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

現在、1人そういう有資格者の方が配置されてございますので、その方をお願いすることになろうかと思えます。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

決まった場合は、そう願いますということで受け取ってよろしいでしょうか。

そうしたら、境界の確定測量ですが、まず隣地の所有者に協力をしてもらわなければいけません。これは隣地の所有者には既にお話をしているのでしょうか。お答えください。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

これからですね、お願いすることになるかと思えます。まだ現在はそういう事務は進めてございません。以上です。

○議長

17番、齋藤議員。

○17番
(齋藤律子議員)

最近、職員が巻き尺と言いましょうか、専門用語でちょっと表現はできませんが、そういうのを持って2、3回、職員の方たちが進入通路とか、そういうところを測っているのを見たことがありますけれども、それはどういうことなのでしょう。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

これまで庁舎の検討に際しては、いろんなパターンがございますので、建設のパターンがございますので、職員がそういった敷地内を測量したことはあろうかと思えますが、それは正式なものではなくて職員レベルのものだと理解していただければ結構かと思えます。

○議長

17番、齋藤議員。

○17番
(齋藤律子議員)

いずれにせよ、着々と準備をしているということがうかがわれます。それで、やはり隣地の所有者の協力がまず第一なわけで、その、議会でも見ましたけれども、複雑なちょっと形態をしております、土地が。それで、水路も入り組んでおりますが、段差もあります。そういうところでその面積を、水路などもちゃんと測ってですね、実際どうつけかえるかでやるといふ説明は受けておりますが、そのことでですね、その敷地内の面積がですね、水路のつけかえなどでの変化はどのように想定しているのでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

水路のつけかえ等の案があるのかというお話であります、現在のところまったく白紙でございます。いまの現状をですね、とらえるということがメインになるかと思えますので、その点を御理解いただきたいと思えます。

○議長

17番、齋藤議員。

○17番
(齋藤律子議員)

水路のつけかえのことも、この質問をするときに少し聞いたんですが、そこは答弁にはあまり出てきませんでしたので、いずれにせよ、やっぱりはっきりしたものをちゃんと市側で提示するというのが、ちょっと必要ではないかと思っています。まだ、この入札の方式も定かではないような答弁です、その敷地の境界の確定に対しても定かでないような、はっきりしたものが、私はいろんなままでのいきさつから感じております。ぜひきちんとしたもの、将来にちゃんと、将来に問題を残さないような形でぜひ進めていただきたいと思っています。

それでは、2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、猿賀小学校の校門からの進入路について、児童の安全確保対策についてお尋ねをいたします。

猿賀小学校の校門から校舎へ向かう進入通路は、平成11年4月、隣地に社会福祉法人秀峰会が開設した日沼保育園、現はすねこども園の通園路としても利用されています。進入通路の問題は、旧尾上町立猿賀保育所と社

会福祉法人秀峰会日沼保育園の統廃合により、猿賀小学校の隣地に保育園の土地を確保したことに端を発しています。現こども園の土地は専用の出入り口がないことから、猿賀小学校の校門から進入するしかなく、現在に至っています。

児童の登校時、こども園園児を送る保護者の車の往来で非常に込み合い、児童の安全が脅かされています。これまでも児童の安全を確保せよと取り上げてきましたが、そうこうしているうちに17年の歳月を経過してしまいました。校門付近では事故も発生しています。

このままだと、今後も事故が発生しない保証はありません。猿賀小学校は、校舎の建てかえが計画されています。校舎の建てかえを契機にぜひ児童の安全に配慮した対策を講じるべきであると思うのですが、教育長、答弁をお願いいたします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

猿賀小学校の校門からの進入通路につきまして、児童の安全確保対策についてお答えをいたします。

議員御質問の猿賀小学校校門からの進入通路につきましては、御指摘のように、朝に児童が登校する時間帯と保育園に園児を送る保護者の車の往来時間帯が重なっております。

このような状況を踏まえ、小学校では通路2箇所に注意喚起の看板を設置するとともに、交通安全教室の開催などを通して、安全な歩行や道路の横断等について指導しております。保育園におきましても、児童が登校する時間帯に職員が校門前に立って、保護者の車の誘導等を行っております。

教育委員会では校舎建てかえを契機に、校舎入口からの通路部分については、現況の樹木の伐採や新たに歩道を整備するなど車の動線を明確にし、議員御指摘のよう、事故等が起こらないよう、児童の登校時の安全確保に十分配慮した対策に努めてまいります。御理解を賜りますようよろしく願いいたします。以上です。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

この問題を考えるに、本当になかなか正論が通らないものだなと思っております。17年もあれから過ぎてしまって、またこういうことが出てくるということで、今回機会を逃したらあとはないかなと思って、私もそういう強い決断で取り上げました。

本来ならば社会福祉法人が、園児の安全ということを考えれば、やっぱり専用の出入り口をつくるべきだと思いますが、それが一向に進んでいない。そちらの事情はよくわかりません。しかし、やっぱり学校として児童の安全を守るためには、やはりこれは欠かすことができない。そういうことでは大変、教職員の皆様も苦勞しているというふうになんと感じてきました。まず、その場所に入出入り口のない、そういう土地を用意するという、これは政治がそういうことは絶対やっってはいけない。当時の議会で取り上げた会議録をずっと読んでみましたが、まあまあへ理屈を言ってで

すね、いろいろ。農薬のスプレーがかかるとか。りんご畑の中に土地を求めたわけですから、そういう農薬の被害などもそれはあるんですが、それは何らかの形で対応はできますが、何しろ専用の出入り口がないということが一番、政治はこういうやり方をやるものではないと強く思っています。しかしそれは、いろいろ相手もいることですから容易なことではないわけですが、学校としてはやっぱり校舎建てかえの時に、それを契機に、校舎ですから、校舎を建てかえるということはどういうことが考えられるかと。校舎と通路は関係ないと思いますが、やはり教育委員会としては、学校としてもです。新しい校舎まで安全に子供たちが通れる対策、これはぜひしてほしい。そのために、今回通路のことも取り上げました。とりあえず、樹木の伐採や歩道の確保ということも考えているようですが、この歩道が、どういうふうを考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

歩道につきましては、外構の実施設計の折にですね、具体的に進んできますので、その具体的なことについてはこれからになります。いま議員御指摘のように、子供たちの安全確保を十分配慮した設計について努めていきたいというふうにしております。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

当時の教育長が、平成9年8月の27日に教育委員会を開催して、この校門からの進入通路の共用利用を決めております。そのことで何十年もこうやって苦しんでいるわけですが、歩道を当時もですね、分けて、歩道と、歩く部分と、175センチ、私測ったんですが、分けて歩道をつくっております。しかし、雪が降るとまったく除雪がされないでね、子供たちが大変難儀な思いをして登校している。そういうことにも出くわしております。ですから、歩道をつくただけでは解決しないこともあるかもしれません。今回、校舎の建てかえということと言われておりますので、グラウンドとかそういうのは構わないということを発表しておりますのであれですが、なかなかこれはそういうことでは、簡単に解決はできるものではないと思っておりますが、この歩道がやっぱり狭い歩道であっては、雪のときはならないし、実施設計にどういう形で盛り込まれるのかわかりませんが、実施設計のスケジュールなどはいつのことになる予定でしょうか。お尋ねします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

実施設計は28年10月31日までとなっております。議員御指摘の通路等については外構工事のほうに入りますので、外構工事につきましては、校舎がほぼでき上がった時点で次に進んでいくということになりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

今回は教育委員会に対しての、まず質問で、平成9年に決めたことがまだ影響しているということでは、やはりこの、政治はこういうやり方をす

るべきでない。それはわかっていたら、そして児童の安全を確保するように、これからもいろんな形で質問を続けてまいりたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

それでは、3番目の質問に移ります。

3番目の質問は、平川市介護保険総合事業について、市の考え方と準備状況について質問をします。

3年ごとに事業計画が発表される介護保険制度ですが、平成27年4月からの第6期事業計画では、要支援1、2の人たちをホームヘルプとデイサービスを介護保険給付の対象から外し、市町村総合事業に移行することが発表になっています。このことについて、平川市では全市町村でスタートしなければならない平成29年4月から実施すると答えています。

サービス内容や価格、利用者負担は市町村の裁量で決定する。また、ボランティアやNPOなども担い手にしてコスト削減を図る。要支援認定の省略も可能である。事業費に上限をつけることなども盛り込まれています。

来年度から実施する介護予防、日常生活支援の総合事業について、さまざまなサービスメニューがあり、従来どおりのサービスを受けることも可能なようですが、その振り分けはどのように行うのか。また、サービスを実施する事業者や利用者への周知、実施までのスケジュールと現在の準備状況はどのようになっているか、お知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁をお願いします。

○市長

(長尾忠行)

介護保険総合事業についての市の考え方と準備状況について、お答えをいたします。

来年度の総合事業の開始にあたっては、介護予防サービスの通所介護及び訪問介護のほかに介護予防教室を移行することを予定しており、現在、移行に向けて、県内の先行して実施している市町村の実施状況を参考に準備をしているところであります。サービスの提供については、自立支援のために最適なサービスを提供していきたいと考えております。また、市民や事業者の方には、混乱のないよう適切な時期に周知、説明する予定となっております。詳細につきましては、担当部長より説明をさせます。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

(松井靖子)

総合事業は従来、要支援者に対し全国一律に提供していた介護予防サービスの通所介護及び訪問介護を市の事業に移行するとともに、要支援者等の多様なニーズに応えるため、ボランティア団体等による機能訓練や掃除、洗濯等さまざまな日常生活の支援を提供することにより、効果的に介護予防につなげることを目的に実施するものです。

総合事業のメニューについて国の基準では、通所型サービスでは現行相当のサービスを含め4種類、訪問型サービスは現行相当のサービスを含めて5種類が示されております。

当市では、来年度総合事業へ移行するサービスとして、通所型サービス

については、現行相当のサービスのほか、今年度から二次予防事業として実施している運動器の機能向上プログラム等四つのプログラムを組み合わせた複合プログラム事業を予定しております。また、訪問型サービスについては、現行相当のサービスを総合事業に移行する予定であります。現在、事務フローの整備、システム改修、要綱制定等の準備をしているところです。今後、関係機関、団体と連携しながら順次サービスメニューを増やしていくことにしております。

サービスの提供については、従来、介護予防サービスの通所介護と訪問介護、それを利用の際は要支援認定が必要でした。総合事業については、要支援の認定がない方でも、基本チェックリストの結果、生活機能の低下がみられた場合は利用できることとなります。利用するサービスについては、ケアプランを作成する過程で決定いたしますが、利用者の意向を十分尊重しながらも、自立支援のために最適なサービスを提供していきたいと考えています。

また、総合事業の開始にあたり、内容的には現在実施している事業の移行であることから、利用者、事業者ともに混乱はないと考えておりますが、事業者については、システム変更等の準備もあることから、年内の説明が必要と考えております。また、市民の方には、年明けの早い時期に広報、ホームページに掲載するほか、パンフレットの回覧を予定しております。以上です。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

いや、まず問題は、介護保険料を払っていきながら今まで受けていたサービスを除外されるということに一番大きな問題があって、大変憤りを感じています。いまの御答弁を聞きますと市は国の、まずほほとおりにやるという、最適なサービス、自立のためにとこう言っておりますが、介護外しが明らかになったと答弁で感じました。

それでは伺います。サービスの内容や価格、内容は先ほども現行4種類、通所は、訪問は現行5種類と言いましたが、詳しくは決めませんが利用者負担、市町村の裁量で決定とあります。このことにお答えください。

○議長
○健康福祉部長
(松井靖子)

健康福祉部長。

サービスの利用者負担についてでございます。今回、総合事業へ移行する通所訪問サービスにつきましては、先ほども言いましたとおり、同等のサービスの移行となることから、事業者への給付額は現在と同額を見込んでおります。そのことから利用者負担についても、現在いただいている1割負担、あるいは所得の高い方であれば2割負担、現行どおりの負担をいただく予定としております。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)
○議長

17番、齋藤議員。

それでは、要支援認定の省略も可能ということですが、これは平川市ではどうなりますでしょうか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(松井靖子)

はい。総合事業を利用される場合、現在は要支援の認定のある方がサービスを受けているということですが、総合事業に移行した場合は、基本チェックリストというものを行います。その結果、生活機能に低下がある方であれば、いままでの要支援の認定というものを省略して、利用を受けることができるようになります。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

これも国の言うとおりになるということで大変、これからどうなるのか大変心配をするところです。私としては、やはりいままでどおりちゃんと受けられる、サービスが受けられるようなことで市でも頑張ってもらいたいということですが、結局財政も伴うことからこういう形になったと思いますが、とても残念に思います。そういうことでは最適なサービスになるのか、自立が本当に果たされるのかちょっと疑問ですが、それにも増してですね、年内には事業者の説明を、市民には年明けということですが、これ遅くありませんか。周知徹底できますでしょうか。お答えください。

○議長
○健康福祉部長
(松井靖子)

健康福祉部長。

先ほどもお話ししましたとおり、来年からの移行につきましては、現在の事業内容とほぼ同じ内容ということになります。ですので、利用されている方につきましてはいままでどおり、それから、新規に利用される方につきましては、今後手続きについてはこうですよということを広報するという形になります。また、受付窓口、相談窓口、市の包括支援センターもごさいますけれども、その出先といたしますか、相談窓口として5箇所の在宅介護支援センターもごさいます。そちらのほうにも十分、情報については徹底して流しておりますので、利用者に御迷惑をかけるようなことはないと考えています。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

いままでどおりだということけども、介護保険制度からは外されて、要支援の認定も省略してもいいということですから、まさにこれは介護保険外しになるわけで、いままでどおりっていうのはいつまで続くのか、それもちょっとわかりませんが、いずれにせよ、チェックリストによっていまの要支援1、2を振り分けるわけですよね。これではやっぱり、現行のサービスが受けられなくなるということでは、国のこの介護保険制度外しそのものじゃないでしょうか。そういうことでは私は大変、非常に憤りを覚えています。とにかく、このことをどうなるのかと心配している要支援1、2の方もおりますし、わからない方もたくさんおります。来年からということではなく、全国ではもっと早くにいろいろなことで取り組みをしております。事業所にもアンケートなども実施しているところあるんですが、事業者にですよ。それで、通所介護、今議会でも条例改正で出てきましたけれども、そういうアンケートとか平川市は事業者に対して行っているのでしょうか。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(松井靖子)

事業者に対してアンケートを行っているかという御質問ですが、当市では、どちらの自治体もそうだと思うんですが、地域ケア会議というものがございまして、月に1回の事業者、ケアマネージャーを中心とした事業者、それから市のほうもメンバーとなりまして会議を開催しています。そのうえで、そこで総合事業についての説明、あるいは今後、現場に一番近い方たちのメンバーですので、実際の通所介護、訪問介護の中でどのようなサービスが今後必要になるか、あるいはどういうふうな形で提供できるようになるか、そういうことについて検討もしてございます。

○議長

17番、齋藤議員。

○17番
(齋藤律子議員)

チェックリストにかけていろいろ、総合事業への移行とか考えるわけですが、現在ですね。それでは、平川市では財政的なものもあるので、財政立てなきゃいけないね。チェックリストにかけて移行する方とか、どのくらいが対象になるかとか、そういうことは考えていますか。どのくらいのことがこのチェックリストで振り分けられるかっていうのを、ちゃんと財政も立てなきゃいけないわけで、考えなくちゃいけないね。そういうことではどうなっていますか。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(松井靖子)

チェックリストの振り分けということですが、現在は、具体的にはどの程度の方が振り分けされるかということについては、把握はしていない状況です。ですが、予算的には現在要支援1、2の方が総合事業に移った場合、ほとんどすべての方がいままでと同様のサービスを受けたとして利用できるような予算については、組んでいきたいと考えています。

○議長

17番、齋藤議員。

○17番
(齋藤律子議員)

いずれにせよ、担当している職員も大変な、この国のやり方に対しては被害を被っているわけで、そこに平川市はけしからんと、そこだけをしゃべっても解決する問題ではありませんので、できればやっぱり独自ですね。もう少し介護保険制度の本当に、チェックリストで振り分けられるんじゃないかと、みんなが安心して受けられるような体制をやっぱり市はつくってほしいと感じました。職員の皆さんは大変な思いで作業しているので、私が怒ってもしょうがありませんけれども、市長、最後に市として、やっぱりこの介護保険の充実を考えた場合ですね、やっぱり独自政策を持つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

国の制度が変わることによってさまざまな面、介護保険のみならず職員はいろいろな苦勞をするわけでありまして、ただ、国の制度を変えて、この介護保険をまた新たにやり方を考えるということは、いまのところは考えておりません。

○議長

17番、齋藤議員。

○17番
(齋藤律子議員)

市長の考えてないということを知って、これでは寝たきりにならない、市民を自らがね、実践していかなければ、平川市ではやっぱり充実した介

護は受けられないなど感じた次第です。医療費とも関係あります。寝たきりを増やさない、そういう取り組みに期待をして、あと12時まで6分しかありませんが最後、4番目の質問に移ります。

4番目は、津軽地域保健医療圏における自治体病院機能再編成について、計画、中核病院構想、地域医療構想の状況などについてお尋ねをいたします。

平成26年3月に、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村の8市町村で津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会が発足し、26年の4月からは弘前市から3名、黒石市、平川市からそれぞれ1名ずつ、計5名の職員体制により協議会事務局も設置されました。

平成27年度以降に県が地域医療構想を策定することになったことから、協議会は県の構想待ちという状況にあるようです。平川市、また平川市民の医療にも大きくかかわっていくことから、協議会における中核病院等、その他の計画の進捗状況はどのようになっているのか。また、青森県地域医療構想の策定状況などもお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

市長。

○議長

○市長

(長尾忠行)

津軽地域保健医療圏における自治体病院機能再編成について、お答えをいたします。

医師不足をはじめとする地域医療の課題を解決し、良質で安定した医療を提供するため、平成26年3月、津軽地域保健医療圏8市町村による自治体病院機能再編成推進協議会が発足し、総務部会と医療機能部会の2つの専門部会を立ち上げて、中核病院の設置や自治体病院の機能分担などの再編成計画の策定に着手したところであります。

しかしながら、同年6月に、国の医療介護総合確保推進法が成立したことにより、県が将来における地域の医療提供体制の目指すべき姿を地域医療構想として平成27年度末までに策定することになり、当圏域の再編成計画については、県の地域医療構想と整合性を図る必要があるとの判断から、協議会における協議は平成27年度から休止状態となっていたところであります。

県の地域医療構想は今年の3月に策定されましたが、当圏域内の4自治体病院の位置づけや、おのおのの機能についての具体的な記述がないため、協議会を再開するには至らない内容との判断から、中核病院などの再編成計画につきましては依然休止のままとなっております。

協議会事務局の説明によりますと、今後、県をはじめ、当圏域内の医療関係者による地域医療構想調整会議において、同構想の実現に向けた具体的な協議がされるものと考えられ、その結果を受けた形で協議会の方向性を含めた議論を再開する予定と伺っております。

当市といたしましても、調整会議の結果や県の動向を注視してまいりた

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

いと考えております。

17番、齋藤議員。

5月31日でしたか、その会議が招集されたようで、何か動きがあるかなと期待をしておりましたが、いまの市長のような御答弁でした。随時、いろいろな情報提供は市のほうでも、議会、また市民にもお知らせしていただきたいということを要望しまして、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○議長

17番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、13時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、13番、小野敬子議員の一般質問を許します。

小野敬子議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

小野敬子議員の一般質問を許可します。

13番、小野敬子議員。

(小野敬子議員、質問席へ移動)

○13番
(小野敬子議員)

一般質問第8席、議席番号13番の小野敬子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告の順に質問させていただきます。

最初に、平川市内の小・中学校における不登校について質問します。

どんな子供も、一人の人間として等しく教育を受ける権利が憲法で保障されております。しかし、いま、登校を拒否、学校に登校していない不登校という状態の子が全国的に増加の傾向にあり、当市でも例外ではありません。かつて、不登校は小・中学校を対象に使われてきましたが、現在では高校、大学についても使われているといえます。

県としても、これまで県立精神保健福祉センターで不登校やひきこもり、拒食や過食等、心の問題に広く対応してきています。今年6月1日、県立精神保健福祉センター内に青森県ひきこもり地域支援センターが開設されました。実態調査が困難であるため、県内でのひきこもり状態にある人数は把握できていないそうですが、全国では100万人とも推計されている状況から見ると、数千人から数万人と予想されるそうです。その比率からすれば、平川市内でもかなりのひきこもりがいるのではないかと思います。

不登校は文部科学省、ひきこもりは厚生労働省と管轄の違い、また、定義もその期間等も含めて違いはありますが、引きこもりの引き金になりうる不登校対策は、子供たちの未来を方向づける大切な支援であると思えます。学校に行きたくない子が玄関の柱にしがみついても、指を一本ずつはがして連れていく親はいまはいないと思えますが、不登校はいやとの戦いだと言われます。不登校の原因もその背景にあるものも子供一人一人みんな

な違う中で、また、何かよくわからないけど子供たちが疲れているんだよねっていう中で、私たちは深刻化しないために努力しなければなりません。もしかして、この不登校の中に将来のすばらしい人材が眠っているかもしれないのです。

当市でも、不登校の受入先として適応指導教室が尾上庁舎で開設されております。不登校は誰にでも起こりうると言われますが、平川市において過去3年間の状況、そして適応指導教室の内容と実態、適応指導教室から学校に戻れた子がいたか等、教育長の答弁をお願いいたします。

次に、特産品の販売について質問いたします。

6月1日、食産業振興センター食ラボひらかわがオープンしました。これから、平川市の6次産業化にも大いに力を発揮してくれることと思います。オープンの記念に、センターでつくられた添加物のない紅白のおもちが配られ、おいしくいただきました。市長はあいさつの中で、これこそ平川の食べ物と言えるものをつくり出してほしいと激励してくださり、農家のお母さん方も加工業者もそれぞれ工夫をし、いろいろな商品ができていくことと思います。

ところが、つくるまでは何とか頑張れても、それを売るとなると実は大変なのです。私たちには、販売についての人のつながりもノウハウもありません。ただ、直売所や道の駅があるということでは、皆さんかなり助けられていると思います。しかし、もう一步踏み出すことがなかなか難しいのです。

それでも、一步も二歩も踏み出している市内の大きな事業者は、市で認証した推奨品を販売していますが、推奨品に関してだけでも、首都圏でどれくらい売れているかというリサーチはされているものなのでしょうか。

次に、営業活動についてであります。当市のおいしいりんごと米については毎年トップセールスに出かけておられますが、推奨品に関しての営業活動はされているのでしょうか。

新聞では知っていたのですが、先月、農水生産者を支援、経営の安定をサポートしたいと北海道、青森、秋田、岩手の4道県の農水商品を販売する、神楽坂にある北のフード館というところに遭遇しました。青森県人会の前の会長が代表を務めているそうです。また、来月5日に、大阪にも県のアンテナショップがまた開設されるようです。都内の北彩館、まちからむらから館等、行政がかかわっているようなところからでも、市として地域特産品の後押しをしてほしいと思います。

また、最近平川市へのバイオ関係等視察も多いと聞いています。市役所への来客に対しても、物産協会等との連携を図りながら積極的なPR活動も必要なのではないでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

次に、地域活性化について質問いたします。自然葬の提案でございます。ここで言う自然葬というのは、遺骨を地中にじかに埋葬する方法のことを指しています。

最近の空き家問題、高齢者の一人暮らし、孤独死など大変問題になっています。それに伴って、その究極にあるのが、あまり表面には出てきませんがお墓の問題であります。都会に出て行った子供たちは帰ってこないで、墓の維持管理もできなくなっています。

近年の未婚者の増加、子供のいない夫婦、子供がいても死後のお墓の世話をかけたくないという人たちにいま、樹木葬という選択肢があります。10年ぐらい前ですが、岩手県のあるお寺が始めた樹木葬を見学に行ったことがありました。当時でも反響が大きく、何倍もの申し込みがあったそうです。うっそうとした山の中でした。時代の変化とともに、お墓のあり方も変わってきているのではないのでしょうか。

また、日本初の公営の霊園での樹木葬は、横浜市にある、当時レジャー施設であった横浜ドリームランドが閉じられた際、その広大な跡地の一部を横浜市営墓地メモリアルグリーンとして整備したものであります。その後、2012年、東京都が小平霊園に開設したところ応募倍率は16倍を超え、翌年3倍にして募集したそうです。さらに、最近では愛知県等、公営の樹木葬は全国に広まりつつある状況になっています。

樹木葬は、もともと豊かな自然のある野山の環境を荒廃や開発による自然破壊から守り後世に残す、という目的から始まったと言われています。また、墓標として植えられる花樹に転生するイメージがあることも人気の要因かとも言われます。樹木葬墓地が普及していけば、自分が入るお墓として生前に求める人は増加していきだろうと予想されています。

そこで提案いたします。美しい岩木山を眺めるような場所は、当市にはいくらでもあります。しかも、傾斜地で後継者のいない農地等を活用して、樹木葬墓地の開発、その政策はできないものでしょうか。

墓石、納骨室のない点が違うだけで、従来からの区画使用型などのお墓と概念は同じものです。自然の中で眠りたい、自然に返るということにつながり、さらにその場所柄、雄大な岩木山に守られながら天国で安らかに眠れる。マイナスのイメージがあるとすれば、表現の仕方や進め方で何とでもなるのではないかと思うのと、それほど大きな予算も必要としないのではないかと思います。恐らく、求める人は予想以上だと思います。生前に求めることになるので、年に一回、観光も兼ねて確認に来るでしょう。

私としては、個人的には樹木より花壇のほうがいいのではないかとひそかに思っています。手間のあまりかからない多年草の花か、ラベンダー等のハーブもいいと思います。田んぼアートならぬ山のアートです。自然葬花壇アートもいいかもしれません。岩木山の美しさを知っている津軽出身の人であれば、必ず心を動かされると思います。生前に求めて、亡くなるまで年に一回でも訪れるとしたら、温泉宿への波及効果もあるでしょう。車で来れば、道の駅や直売所の売り上げ、さらにはふるさと納税への効果も考えられます。

人の死を想定した企画ではありますが、人間必ず命はなくなります。そ

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

れを夢のある、楽しい、また観光にもつながる自然葬の取り組みについて、市長の考えをお聞かせください。以上、答弁をよろしく願います。

市長、答弁願います。

小野敬子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地域特産品の販売についてのうち1点目、都内の主な拠点での販売実績についてお答えをいたします。

市では、県外主要都市でのトップセールスや集客力のある物産展への参加を積極的に行っております。首都圏での主な販売品はりんごですが、平川市ならではの魅力のある特産品、ひらかわ推奨品に認定された商品は、同行可能な事業者と東京津軽平川会の協力も得ながら販売をしております。

また、自社商品の営業活動を行う事業者には、平川市展示商談会等開催助成事業補助金により、商談会等への出展に要する経費の一部を助成しておりますので、積極的に御活用いただきたいと思っております。

議員御指摘のように、つくっても販売ということになるとなかなか難しいというのは理解はしておりますけれど、その辺の対応というのは、非常に各個々の営業活動にもつながることですので、こういういまやっている事業等の助成事業を活用していただければというふうに思います。

営業活動についてであります。首都圏等で積極的に販売促進活動を行う事業者に対しては、物産展等の情報提供や、市が主導するイベントに同行していただくなど、営業活動の応援と販路開拓への協力をしております。

市では、先ほども申し上げましたが、県外商談会等にかかわる経費の一部助成のほか、起業や新商品開発を応援する補助金を用意しています。市の広報紙やホームページなどでPRしておりますので、積極的に活用していただきたいと思っております。

また、市役所を訪れる市外からの来客には、平川市産のりんごジュースや桃とりんごのミックスジュースなど、飲み物を中心に特産品を提供するようにしております。今後も特産品のPRに努めてまいります。議員から御指摘の推奨品の販売リサーチに関しましては、いましておりませんのでよろしく願います。

次に、地域活性化、自然葬の提案についてであります。

議員御指摘のとおり、後継者不足等により墓地の継承が困難になりつつあることは、全国的な傾向となっております。葬儀に対する価値観や家族環境の変化から、従来の一つの墓を代々継承していくという考え方も徐々に変化していることなどから、特に都市部においては自然葬の需要が高まりつつあります。

さて、墓地、埋葬等に関する法律では、「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。」と規定しております。したがって、樹木葬を行う場合であっても、墓地として認可された場所でなければ埋葬することができないこととなります。また、樹木葬によって一区画ずつ墓地を整備することは、土地の整備やその管理に多額の費用が発生するほか、

景観上の問題も懸念されます。さらに、遊休農地等に樹木葬施設を整備する場合、厚生労働省の指針では墓地予定地は自己所有地であることが原則との見解から、設置にあたっては取得費用も発生し、加えて墓地の新設になることから、当市では規則により隣接地の所有者の承諾等も必要になってまいります。

このような状況から、公設で樹木葬の墓地や墓園を整備している例は、先ほど議員から御指摘がありました横浜市や東京都小平など数例ほどしかないと聞いております。当市では、旧来どおり町会の墓地や市営墓地により代々継承されており、これまでに市民から自然葬についての要望や問い合わせはなく、整備に対する費用対効果が望めないのが現状ではないかと考えております。

御提案の自然葬墓地につきましては、今後、市民からの要望の有無をかんがみ、将来的に地域の活性化に繋げるための参考とさせていただき、先進地の事例調査等に努めてまいりたいと思います。以上であります。

教育長、答弁願います。

小・中学校における不登校について、現在の状況についてお答えをいたします。

平成 25 年度から 27 年度の本市の不登校についてでありますけれども、文部科学省が定義づけしている欠席 30 日以上の不登校児童生徒について述べたいと思います。平成 25 年度は小学生 5 名、中学生 16 名となっております。26 年度は小学生 2 名、中学生 22 名となっております。平成 27 年度は小学生 2 名、中学生 26 名となっております。議員御指摘のとおり、長期欠席の理由としましては、怠学傾向や学習に対する不安など複合的な理由があげられますけれども、なかでも人とのかかわりがうまくできないことを心配して登校できない児童生徒が半数を超えている状況にあります。

本市ではこのように登校したい意思はあるものの、他の子供たちとのかかわりが苦手だということで登校できない児童生徒への支援として、適応指導教室を開設しております。その内容でございますけれども、子供たちの学ぶ場の確保、いわゆる学習指導、それから教育相談による心のケアに取り組んでおります。

適応指導教室の過去 3 年間の通った子供の実態でございますけれども、平成 25 年度は 8 名、そのうち小学生が 1 名、中学生が 7 名。それから 26 年度は 7 名、小学生が 1 名、中学生が 6 名。それから 27 年度は 8 名、すべて中学生であります。

この指導教室に通っている子供たちの状況でありますけれども、学校とのつながりを保つために、子供たちのその状況に応じて学校に出校したり、または適応指導教室に通っているというような状況にありまして、すべて学校に戻っているという状況にはいまのところないわけでございます。

昨年度の実績でありますけれども、中学校 3 年生 4 名の生徒が適応指導教室に通っておりましたけれども、そのうちの 3 名が高校に進学しており

- 議長
- 教育長
(柴田正人)

○議長
○13番
(小野敬子議員)

ます。以上でございます。

13番、小野敬子議員。

不登校のほうから再質問します。

不登校児童生徒の合計の数と、それから、指導教室に通っている数を見る限りにおいては、何か余りにも少なすぎるのではないかという感じがします。弘前あたりだと37%だそうです。

それで、来ないんだば仕方ねえべってという考え方でなくて、どんな子供にも適応する能力はあると言われていています。純粹に、真摯に向き合って指導すれば必ず変われるという話も聞いています。何か不登校に対して、議会対策ではないんですけど、適用指導教室がやっているよという、そんな感じではなくて、もう少し力を入れて、早期発見とか初期の対応っていうか、家庭との連絡を取りながらもう少し、また、適応指導教室の充実を図りながら楽しく利用することができるように工夫してもらいたいと思うんですけど。もう一度、教育長、お願いします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

議員御指摘のとおり、家庭に積極的に働きかけるということは大変大事なことと認識しております。今年度新たにですね、適応指導教室に通級する児童生徒を学校へ復帰させるために、在籍生徒の中学校にいわゆる分室として適応指導教室を開設し、段階的に子供を学校に近づけ、登校意欲を高めることを目的とした取り組みを始めたところであります。各学校に対しましても、積極的に適応指導教室を活用するように働きかけているところでございます。以上でございます。

○議長
○13番
(小野敬子議員)

13番、小野敬子議員。

この適応指導教室の要綱を見たときに、週3日っていうのにちょっと驚かされました。何で週3日なのでしょう。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

適応指導教室の基本的な考え方としましては、あくまでも児童生徒が在籍の学校に復帰し、そこで卒業をすることを第一と考えております。これまで、議員御指摘のとおり、火曜日から金曜日まで火、水、木、金、4日開設した時期もありましたけれども、逆に学校から遠ざけてしまっているのではないかということが懸念されました。

こうしたことから、児童生徒に学校へ通うリズムを身につけさせるために、あえて月と金は学校に通う日として、各学校と連携して取り組んできたところであります。昨年度通級していた生徒にも、月と金は学校に登校し、火から木までは適応指導教室に通級できた生徒たちがおりましたので、この子たちは先ほど申し述べましたとおり、高校進学をしております。以上でございます。

○議長
○13番
(小野敬子議員)

13番、小野敬子議員。

すいません。最後にもう一回お願いします。適応指導教室に通わなくてもっていうか、不登校をつくらなくクラスづくりということについて、教

○議長
○教育長
(柴田正人)

育長、少しお願いします。

教育長。

クラスづくりでありますので、やはり、どの子供も学校に通えるという気持ちを持つ学校づくり、いわゆる温かい明るい学校づくりが大変大事だと思います。そのためには、学校の先生方、すべての先生方がですね、すべての子供たちの小さなサインを見逃すことなく、言葉がけをするなりなどして、子供たちに生きる力を育んでいくということが大切であると考えております。以上でございます。

○議長
○13番
(小野敬子議員)

13番、小野敬子議員。

ありがとうございます。不登校対策は、どれほど大変でもやらなければならないと思います。教育のプロたちがかかわっているわけですので。子供は未来の宝と言われています。本当に子供一人一人のために頑張って結果を出してください。ありがとうございました。

次に、特産品のことについてですけど、いろいろな販売についての資金というか補助制度もあるようですけど、あまり知られていなくて、そういうものも小さな加工業者とかにも周知お願いしたいと思います。

それと、リサーチは21品目でしたか、推奨品。ほんの少しなので、やってるのかなあという感じはあったんですけど、やられていない。事業者に聞けばはね、わかると思うんですけど。市が、推奨品なので市としてちょっとつかんでいるのかなと思ったんですけど、それはそれでいいです。

自然葬なんですけども、市民から要望がないっていうことの答弁なんですけど、市民は当然、要望はしないと思います。最低限っていうか、市外とか津軽出身の人とか。私がいま、自分の墓がない状態で、市民でもそういう制度があれば申し込みたいと思います。ずっと将来のことを考えればね。自治体で公営の墓地で、墓地としての許可を出しながらやっているところあるわけですので、長い目で見ればいろんな波及効果もあると思われるこの自然葬について、もうちょっと前向きに考えてもらえればいいかなと思ったんですけど、市長、もう一回お願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員御指摘の自然葬、特に樹木葬等に関しましては、都市部ではそういうふうな傾向が出てきておりますが、地方のほうではまだ、代々墓を守るという意識も強いわけでありまして。その中で、当市に限って自然葬の区域を設けて、区画を販売して募集をするということは、いまの段階ではなかなか難しいのかなというふうに感じておりますので、御指摘いただいた提案を真摯に考慮しながら、可能かどうかこれから探ってまいりたいと思います。

○議長
○13番
(小野敬子議員)

13番、小野敬子議員。

前例にとらわれないでどんどん仕事をしてください、と市長が言ったっていうのを聞いて、もしかすれば考えてもらえるのかなという小さな期待もあったんですけど、答弁は想定内でした。これから、必ずそういうのを

必要とする時代が来ると思いますので、頭の隅っこにでも入れておいて、何とか地域を活性化させてほしいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

13番、小野敬子議員の一般質問は終了しました。

第9席、9番、石田昭弘議員の一般質問を許します。

石田昭弘議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

石田昭弘議員の一般質問を許可します。

9番、石田昭弘議員。

(石田昭弘議員、質問席へ移動)

○9番

(石田昭弘議員)

本定例会最後の一般質問となります。9席、9番、新風の会、石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告に沿って質問させていただきます。

最初に、熊本地震において亡くなられた方々に御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。災害は、いついかなる場所で起きるとも限りません。市民の皆様の命と生活を守るためにも、万全なる防災対策をお願い申し上げます。

さて、総務省統計局の平成27年国勢調査人口速報集計結果によると、青森県の人口は、前回の2010年調査の確定値より6万4,690人少ない130万8,649人で、1950年から1955年の水準に落ち込みました。人口減少率では秋田県、福島県に次ぐ3番目に高い4.7%と、過去最大の減少となりました。

本市も平川市人口ビジョンに人口の減少が推計されていますが、平成22年対比で1,634人。率にして4.8%減の3万2,130人となり、人口の減少率では県の平均を上回りました。

人口減少対策は喫緊の課題であり、平成27年度から平成31年度までの5カ年間、各政策分野の基本目標を設定した、まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略を昨年策定し、本年度から本格的実施に入りました。実施に入って間もない総合戦略ですが、平川市の人口減少対策の一助になればとの思いから、政策分野3、若者世代の希望がかなうまちづくり、(2)子育て支援の充実に関連した質問と、障害者の就労支援について質問します。

本年6月2日に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランには、一億総活躍の最も根源的な課題は、人口減少問題に立ち向かうことであるとして、希望出生率1.8の目標を達成するために、安心して子供を産み育てることができる社会をつくるために、新たな三本の矢の第二に夢をつむぐ子育て支援を掲げました。

初めに、項目1. 子育て支援の充実について、①待機児童について質問します。

「保育園落ちた、日本死ね」のブログで、保育所に入れない子供、すなわち待機児童の問題に注目が集まっていますが、以前から東京、神奈川、大阪などの都市部で、子供を預ける先がなく困り果てている保護者の姿が見受けられていました。我が国の保育制度は、需要量に対して供給量が不足しているという構造的な問題があり、少子化対策や女性の社会進出の妨

げになっていると言われていいます。

厚生労働省が3月28日に報道関係者に発表した、「平成27年4月の保育園等の待機児童数と、その後（平成27年10月時点）の状況について」によると、4月の待機児童数とその後の増加数を足すと4万5,315人となり、平成26年10月と比較して2,131人増加しました。

そこで、青森市69人を除いた青森県は68人でしたが、当市に待機児童の問題はあるのかどうか、御答弁願います。

②休日保育について質問します。

本市は、少子化、人口減少問題に立ち向かうために、総合戦略の政策に若者世代の希望がかなうまちづくりを掲げ、合計特殊出生率1.28から1.45へ増加の基本目標を設定しています。経済的な理由などにより、希望する子供の数、複数の子供を育てることが困難とならないように、結婚、子育てから児童生徒の学習環境充実と切れ間のない支援を実施し、基本目標を達成するというものです。

その中に保育料の利用者負担軽減事業があります。第1子目の保育料軽減措置、第2子目以降保育料を無料化は、政府の多子世帯の保育料の軽減措置に比べより踏み込んだもので、当市の少子化対策への熱意と意気込みを感じます。

そこで、イ. 休日保育実施状況について質問します。

核家族化やひとり親家庭、保護者の就労形態の多様化などに伴い、日曜、祝日に保育を必要とする御家庭の支援として、休日保育事業があります。現在、市内には特定教育・保育施設が13ありますが、休日保育を実施している施設は何箇所かで、何人利用しているのか、答弁願います。

次に、ロ. 休日保育加算制度利用状況について質問します。

2015年4月からの子ども・子育て支援新制度によって休日保育加算の認定を受けている施設は昨年度、こども園あらかや、高城こども園、平賀保育園の3施設でした。この3施設の27年度の利用者数及び28年度新たに休日保育加算認定の申請する施設の見込みはあるのかどうか、答弁願います。

続いて、ハの指定休日保育実施園の設置、休日保育実施施設の拡充について質問します。

休日保育には、利用者負担のかからない休日保育加算の認定を受けている施設と認定を受けていない施設があり、地域の偏りもあります。また、利用については、そこに入園している子供に限られているため、他の施設の子供は利用できません。

利用者の負担軽減と利便性を考えると、すべての施設が休日保育加算の認定を受けることができればよいのですが、保育士の人数や処遇、運営面など施設によってさまざまな事情があって、すべての施設が実施できるとは到底思えませんので、市の支援で中学校学区単位ごとに休日保育加算の認定を受けた施設を設置し、どこの施設に所属していても利用できる指定休日保育実施園、つまり、休日保育実施施設の拡充を行うことができない

- 議長
- 市長

ものか質問いたします。答弁をお願いします。

市長、答弁願います。

石田昭弘議員の子育て支援の充実についてお答えをいたします。

まず、1点目の待機児童についてでありますけれど、本市の待機児童は、本年4月現在の幼稚園、認定こども園、保育所の入所定員は1,252人で、入所児童数は1,087人となっており、待機児童は発生しておりません。また、各施設の受入人数については、年度途中も随時入所希望があることから、保育士要件等を満たす場合、5月以降は定員の115%を上限としております。

次に、休日保育についてであります。休日保育事業及び休日の一時保育事業の実施状況につきましては、平成27年度において市内13施設のうち7施設において実施されており、延べ利用児童数は1,259人となっております。また、休日保育等を実施した7施設のうち、休日保育加算認定を受けた施設は3施設で、延べ利用児童数は1,017人となっております。

平成28年度の加算認定の申請については、現時点で国から加算要件が示されていない状況から、正式な通知が届き次第、各施設へ照会することとしておりますが、事前の調査では新規の申請はありませんでした。

休日保育事業を実施するためには、保育士の確保等、実施体制を整える必要があるため、事業の実施については各施設に委ねております。休日保育事業の対象となるお子さんでも、利用を希望する施設が休日保育を実施していない場合は他の保育施設を利用していただくこととなりますが、休日の一時保育の扱いとなる場合もあり、利用料がかかることもあります。

議員御提案の加算認定を受けた施設を地区ごとに設置し、支援の拡充を図ることについては、事業を提供する施設側の事情もあることから現段階では難しいものと考えております。以上であります。

- 議長
- 9番
(石田昭弘議員)

9番、石田議員。

それでは、再質問させていただきます。

ハの指定休日保育実施園の設置について質問いたしますけれども、いま市長が答弁したようになかなか、施設を新たに設けて、そこに休日の仕事をしている保護者の方々の利便性を図るために子供を預かるっていうふうなものを増設するには、いろんな諸問題があつて難しいとは本当に思いますけれども、ここはまた、年々保護者の方々の生活環境や職業、また職場での環境の変化等によって、休日・祝日保育をどうしても必要な方が今後また増えるかとは思いますが、前向きに検討していただきたいとは思いますが、今の状況からしたら、やはり少し難しいと思いますので。今回この質問の目的は何かと申し上げますと、利用者の利便性の向上と負担の軽減ですので、考え方を少し変えて再度質問させていただきます。

休日保育加算の認定を受けていない施設の利用者は、いまの答弁によると、を受けていないところから受けているところを引くと延べ242名となります。

保護者の休日の就労等によって、認定を受けた子供が休日に保育所等を利用する場合には、認定された必要量6日の範囲内において別途利用者負担を求めず、給付費用等に対応した利用者負担で保育を受けることが可能となりましたが、認定された必要量を超えたり、また、休日の一時預かりは、先ほど市長が述べたように利用者負担が生じます。利用者の負担額は各施設が設定してはおりますけれども、概ね約2,000円前後かとは思いますが。

そこで、利用料の助成などを行って、利用者の負担の軽減及び無料化はできないものかどうか、改めて御答弁願います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員御指摘のとおり、少子化対策、人口減少対策を進めていくうえでは、子育て支援というのは非常に大事なことであるというふうに考えております。いま議員からは、休日保育加算についての、市が独自に助成できないかという御質問をいただきましたが、独自助成も一つの方法ではあると考えておりますが、市といたしましては、休日も就労により家庭で保育ができない保護者が安心して子どもを預けられるように、また、利用者負担がかからないようにするため、休日保育加算の申請については、今後、市保育連絡協議会を通じて働きかけをしてまいりたいと考えております。

第2子からの保育料無料化を進めた私がこういうことを言うのも何なんですが、この保育料、保育に関しましても、また、医療費の無料化に関しましても、本来は自治体間での格差があってはならないのかな。それから、市長会におきましても国のほうに、国の責任で医療費の無料化、あるいは保育料の無料化をしていただきたいという要請もさせていただいております。基本的にはそういう考え方ではありますが、ただ、それぞれの自治体、それぞれの理由もありまして、私といたしまして、子育て世代を助けていきたいということで第2子からの無料化に入らせていただきました。今回の件もそういう意味を踏まえながら考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

9番、石田議員。

いま市長がおっしゃったように、行政、各自治体における格差生じることは、そこに所属する市民にとっては不利益を被る場合もありますけれども、これはまた、去る5月の話なんですけれども、実際にあった話なんですけれども、本市に借家住まいをしているある若者と話す機会を得ました。そうしたら、その若者はこんなことを言っていたんですね。私は結婚して、子育ての真っ最中であると。出身は他市町村であると。実は、この平川市の進んだ保育料の利用者負担軽減事業、これを知って移ってきたんだと。このように話していたんですね。これは非常にありがたいことですし、将来的にはこの方は本市に家を建てて定住したいと、このようにもおっしゃってくださいました。

ですからこそ、もう一歩進んで、こういうふうな若者の声を聞いてです

ね、これにこたえるような努力をしていきたいなと思ひまして、今回のこの提案、また質問をさせていただいております。ですからこそもう一度、くどいようですが市長、いかがなものでしょうか。先ほどの加算制度もありますけれども、実際加算制度が行っていない保育園等に預かっている休日保育の子供たちはですね、たぶんですよ、たぶん、計算するとどうなるかちょっとわかりませんが、この加算制度を利用している施設としたい施設、また、先ほど言った6日間の中でのこの休日保育の認定もありますので、これを差し引くと、結構自己負担をされている方は少ないんではないかなと私は思ひます。ですからこそ、そこに対して、市のほうでもって助成するっていうことはあり得るのではないかなと思ひますので、この点についてもう一度、市長、お願いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のように、いわゆる当市の子育て支援事業に共感をして、移住して下さった方がいるということは、大変うれしいことでもあります。その続きと言いますか、加算に関してでありますけれど、国のほうから要件等がまだ示されておりません。その要件等を、来たとき、それを各施設等に照会して、そのうえでどういうふうな加算、制度に対して支援ができていくのかどうか検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

9番、石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

少子化、人口減少に歯止めをかけるためにもですね、若者世代に対する行政サービスをより一層押し進める。つまりは、子育てするなら平川市と、このように言ってもらえるようにしていくことが大事だと私は思ひますし、経済学者のチャールズ・ティボーが提起した「足による投票」、これを促していくべきだと考えますので、今後ともさらなる子育て支援の充実をお願ひいたします。

次に、項目2. 障害者の就労支援について質問します。

子育て支援の充実についての、冒頭で述べたニッポン一億総活躍プランには、「一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。」このように書かれています。

厚生労働省の平成26年度就労支援対策の状況によると、国内の障害者総数は788万人となり、国民の約6%にあたります。就労支援施策の対象者となる18歳から64歳の在宅者数は約324万人、国民の約2.5%、この数値を単純に平川市に当てはめると約800人が対象となります。

そこで、障害のある人の就労支援について質問します。

障がいのある人の就労の選択肢は概ね四つあります。

一つは、通常の事業所です。二つ目は、就労支援事業として、通常の事業所に雇用される可能性と見込まれる者に対して、就労移行支援事業所が

あります。三つ目は、通常の事業所に雇用が困難であり、雇用契約に基づく就労が可能な者に対する就労継続支援A型事業所があります。四つ目は、雇用契約に基づく就労が困難な者に対する就労継続支援B型事業所があります。

まずは、①障害者の雇用状況について、通常の事業所について質問します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合、法定雇用率、民間企業の場合は2.0%以上、国・地方公共団体等では2.3%以上を雇うことを義務づけています。

当市には該当する従業員50人以上の民間事業所は何社あって、何人の何%を雇用しているのか、及び公共団体である当市役所では何人の何%を雇用しているのか、答弁願います。

次に、②就労継続支援型事業所の利用状況について質問します。

本市には、就労継続支援型事業所が何箇所あって、利用している市民は何名いるのか。また、他の市町村の就労継続支援型事業所を含めると、合計何名の市民が利用しているのか、答弁願います。

続いて、③障害者就労施設等で働く障害者の自立支援について質問します。

本年5月17日の「きょうされん」、旧称共同作業所全国連絡会に加盟の福祉事業所などを通じて実施した、障害のある人の地域生活実態調査の結果報告では、月額収入から年収を積算した結果、相対的貧困とされる122万円の貧困線を下回る障害のある人たちが、有効回答数1万2,531人中1万223人、81.6%に及んだと発表されました。

相対的貧困率は、全人口では16.1%。本来、本人だけではなく世帯全体の可処分をもとに算出するため、「きょうされん」の調査結果と単純に比較はできませんけれども、いずれにしても、本人の収入だけでは生活できず、親との同居生活の割合が54.5%と半数以上を占め、50歳を過ぎてもなお、高齢者の親に依存した生活を続けている状態が浮き彫りになりました。

自立した生活を送るために経済的自立は欠かすことができませんが、障害のある人の年収は、工賃、障害者年金、福祉手当などで全収入100万円以下という人が61.1%、200万円以下の37.0%と合わせると何と98.1%の極めて所得水準が低い状況です。解決策は、政府の障害者年金などの抜本的な見直しと就労施設等の工賃の引き上げが必要であると考えます。

そこで、本市では工賃を高めるためにどのような取り組みをしているのか、御答弁願います。

市長。

石田議員の障害者の就労支援について、そのうちから、障害者就労施設等で働く障害のある人の自立支援についてお答えをいたします。

障害者の雇用状況等の実績につきましては後ほど担当部長より説明させていただきますが、いま言いましたように私からは、障害者就労施設等で働く障害の

○議長
○市長
(長尾忠行)

ある人の自立支援について答弁させていただきます。

議員御指摘のように、障害のある方が働く場を求めるというのは非常に厳しいものがあります。しかも、障害者がだんだん高年齢化してきておりますし、障害者年金だけでは生活できないという状況にある、また、家族の方が大変御苦労しているというのも理解はしております。

しかしながら現在、地方自治体が直接工賃を上げるという手立てはございません。当市においては、平成26年度より優先調達方針を定め、契約の公平性等、予算の適正な執行等に配慮しながら、障害者の雇用に努める障害者就労施設等からの受注機会の拡大を図っているところであります。今後は優先調達を推進するため、障害者就労施設等から供給可能な物品等についての情報を収集して、庁内各部署に対してきめ細かく周知することで受注機会を増やしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、ノーマライゼーションの理念が叫ばれてからもう20数年たつわけですが、依然としてやはり細かく浸透しているとは言えませんので、障害のある方も、また普通健常者の方々も一緒に暮らせるような社会の実現には向けてまいりたいというふうに考えております。

健康福祉部長。

私からは、障害者の雇用状況及び就労継続支援事業所の利用状況についてお答えいたします。

まず、障害者の雇用状況についてであります。常時雇用している従業員が50人以上の民間企業の障害者の法定雇用率は、議員の御質問にありましたとおり2.0%以上となっております。

青森労働局の資料によりますと、平川市内で従業員が50人以上の企業は17社あり、雇用されている障害者の平均雇用率は約2.27%であります。また、地方公共団体における法定雇用率は2.3%であり、当市役所では7人以上の法定障害雇用者数が義務付けられています。現在、当市では障害者8人、法定雇用率は2.45%となっており、基準を満たしている状況にあります。

次に、市内における就労継続支援事業所の箇所数でございますが、就労継続支援A型事業所については0箇所、就労継続支援B型事業所につきましては3箇所ございます。

前述のとおりA型事業所はございませんので、B型事業所のみとなりますが、利用している市民の方は平成28年5月末現在、3箇所で計36名おります。また、他市町村の事業所へ通う方も含めた市民の利用者はA型28名、B型89名の計117名となっております。

9番、石田議員。

本市における一般の事業所の法定雇用率なんですけれども、2.27%。これは随分と進んだ雇用率であって、非常に評価されるべきものであると考えます。

そこでまた、本年4月から改正障害者雇用促進法が施行されました。改

○議長
○健康福祉部長
(松井靖子)

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

正後は、発達障害やてんかんも含まれる精神障害のある方も障害者の枠に入り、法定雇用率の算定基準が見直されることになりました。

障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務と、それにかかわる事項について、障害のある人である労働者からの苦情処理、紛争解決援助の規定も加わり、第1条の、障害者とそうでない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がある能力を有効に発揮できるようにするための措置の文言が示すように、障害者差別をなくすことや積極的に雇用することに重点を置いた改正となっております。

これを受けてまた、本市においても障害者に対する理解をもっともっと進めて、また積極的に50人以上の事業所はそうですけれども、それ以外の事業所においてもですね、障害のある方の雇用にと向かっていただければありがたいと思います。

今回、改正になりました障害者雇用促進法に関しまして、本市としてはこの事業所等に対してどのような形でもって通達して、また、障害者差別をなくすような形でのPRとか広報的なものを行っているのか、御答弁願います。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

市長。

障害者の雇用に関する周知については、国の機関である労働局やハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へ、リーフレット配置やホームページ掲載依頼により対応しております。また、雇用支援機構では、障害者雇用促進法の対象となる企業へ個別に説明に伺ったり、納付申告の説明会等にあわせて法改正等の説明をして周知しております。

市の施策としては、障害者の生活の安定を図るために、国の特定就職困難者雇用開発助成金終了後も引き続き、市民の障害者を雇用する事業者に平川市障がい者雇用奨励金を最大1年間交付しております。以上です。

- 議長
- 9番
(石田昭弘議員)

9番、石田議員。

いまの御答弁でもありましたけれども、障害者の、障害のある方の雇用に関しましてはですね、非常に難しい点もあると思いますけれども、実際に働きたいという思いの方もたくさんいらっしゃると思います。ですから、法定雇用率2.0%ありますけれども、私はもっと積極的に雇用してもよろしいのかなと思いますし、また、当市役所においてもですね、この基準にこだわらず、どんどんとまたそういう方々をですね、雇用して行って、この働きたいという思いを実現する方向でもって、ぜひとも前向きな雇用っていうふうなものを確保していただければありがたいと思います。

そこで、次に、③の障害者就労施設等で働く障害者の自立支援について再質問いたします。

各都道府県において、平成19年度から平成23年度まで工賃倍増5カ年計画を策定し実施しましたが、目標賃金に届きませんでした。平成24年4月からは、新たに工賃向上計画を策定し実施したものの、青森県障害福祉課によると、県の平成26年度、各施設、種別、平均時間額工賃と平均月額

工賃は、就労継続支援A型事業所は720.0円の6万2,276.3円。就労継続支援B型事業所は144.9円の1万2,687.4円です。雇用契約に基づく最低賃金が適用される就労継続支援A型事業所に比べると、就労継続支援B型事業所の賃金はとても低くなっています。

そこでこの質問に関してですけれども、先ほど市長も述べていらっしゃいましたけれども、平成25年4月、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）が施行され、当市でも平川市障害者就労施設等からの物品等の調達方針が出されていますが、これまでの実績を見る限り工賃水準の向上に貢献しているとは到底思えない状況にはあります。その理由と、今後どのようにこれに対して対応していくのか御答弁願います。

○議長

市長。

○市長

（長尾忠行）

議員御指摘のように、確かに当市における障害作業所からの物品納入というのは多くはありません。

障害者就労支援施設等の提供する物品につきましては、毎年度優先調達方針を策定後に、その調達方針を市ホームページに掲載するほか、前年度の調達実績とともに最新版のデータファイルを公表しているところでございます。

御指摘のとおり、当市では重度多数雇用事業所からの納入が数件あるのみで、障害者就労支援施設からは、行政事務に必要な物品を生産していません。生産していても必要な量が確保できない等の理由から、残念ながら調達の実績はございません。

これらの状況を受け、今後はこれまで障害者就労支援施設等が生産していない物品であっても、いま一度供給可能であるか否かを確認するなどして、調達につながるよう努めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長

9番、石田議員。

○9番

（石田昭弘議員）

先ほどの答弁で、就労継続支援型事業所の利用者数は、市内・市外あわせて117人ということでした。

これは数年前のことですけれども、当市の市民が就労する津軽地域のある施設でつくられたパッケージがございました。このパッケージがですね、東京スカイツリーに隣接する商業施設でもって、御菓子を入れた商品になって販売されていました。それを知った利用者の親御さんがですね、非常に喜んで、実際にそこに行ってその商品を買ってきて、それをつくった子供にですね、見せたところ、その子供が非常に喜んで、このような形でもって自分がつくったものが生かされて活用されて、また販売されているのかということで非常に喜んでいたんですよ。

ですからこそ、就労者支援施設から物品の調達することは、工賃の向上にもつながりますけれども、もう一点、そこで働いている人たちのやりがい、意欲、ここにもつながりますので、どうか先ほど答弁おっしゃったようにですね、そこでつくったものがあつたとしても、何ができるのかを互

いに協議して相談しながら、できる限りの調達をしていただければありがたいと思いますし、実際、さっき言ったように市内・市外あわせて117名の方がこの施設を利用しているわけですから、平川市を越えた、また近隣の市町村まで含めた、障害者就労施設からの物品調達を積極的に行っていただければ本当によいのではないかなと思います。どうかこの点、いま一度市長のほうから御答弁をお願いします。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

障害者の雇用支援につきましては、さくらジョブネット等、障害者就労支援の団体もございます。そういう団体等でも、さまざまな活動をしながらか障害者の雇用支援を支えております。ただ、当市の中でもそれに参加している企業もございます。それらの企業の方々にもぜひとも、またいま以上に協力できるところは協力していただいて、障害者の雇用支援を支えていくことができればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

9番、石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

ちなみに、当市内における就労施設において提供している物品がありますけれども、例えばですけれども旭光園があります。ここではですね、ラベルの印刷等ありますし、またビニール袋、ごみ袋等もありますので、このようなもの、また平川市としてもですね、活用できるかと思っておりますので、積極的に利用、調達していただければありがたいと思います。ぜひともこの点をお願いします。

最後になりますけれども、最後の再質問になりますけれども、繰り返しになりますけれども、自立した生活を送るために経済的自立は必要不可欠です。就労支援では一般的に、就労継続支援B型事業所から就労継続支援A型事業所へ、さらに就労移行支援事業所を経て、一般事業所に就労できるように訓練を積む流れになっています。

そこで、一般事業所の就労に必要な知識、能力の向上を目的とした訓練や準備、就職活動支援及び就職後の職場定着支援を行う就労移行支援事業所は、本市にあるのかどうか御答弁願います。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(松井靖子)

御質問の就労移行支援事業所についてですが、当市内には昨年からは稼働している事業所が1箇所ございます。

就労移行支援には、ジョブトレーニングを行い対人スキルを上げることで、障害者の福祉への就労から一般就労へのステップアップを手助けしたり、これまで一般就労をしていた方が障害の状態となり、止むを得ず離職した場合等についても同様に、社会復帰のお手伝いをする目的のほか、特別支援学校等を卒業見込みの方が就労継続支援B型事業所の利用を希望する場合、その適性を見極める機会としてもとらえられております。

当市の就労移行支援サービスの利用者は現在9名で、そのうち3名が市内の事業所を利用して社会参加を目指しております。以上です。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

9番、石田議員。

これまで、本市には就労移行支援事業所がありませんでしたけれども、昨年これが認可された、できたということですよね。これは非常に、一般事業所への就労を目指す障害のある方にとっては希望になると思います。そういうふうな意味では本当によかったなど、このように考えております。

障害のある人もない人もともに働き、いつまでも住み続けたい平川市とするためにも、障害のある人の自立支援を今後とも、どうかしっかりと取り組んでいただけますよう心からお願い申し上げ、私の一般質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

本日の日程はすべて終了しました。

次にお諮りいたします。

会期日程表のとおり、15日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、15日は議事整理のため、本会議を休会とすることに決定しました。

次の本会議は、16日、午前10時開議となりますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれをもって散会します。

午後2時22分 散会

